

大口町地域防災計画

資料編

(平成30年度改訂)

大口町防災会議

大口町地域防災計画

資料編目次

第1章 総則

S1-1	防災関係機関	S1-1
S1-2	過去の主な風水害	S1-2
S1-3	東海地方に影響のあった主な台風	S1-10
S1-4	愛知県に被害のあった過去の主な地震	S1-19
S1-5	近年発生した主な地震	S1-20

第2章 災害予防計画

S2-1	防災訓練の種類・内容	S2-1
S2-2	啓発の内容	S2-2
S2-3	広報の内容	S2-3
S2-4	学校における地震防災教育の内容	S2-3
S2-5	自動車運転者に対する地震教育の内容	S2-3
S2-6	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	S2-4
S2-7	防災上重要施設管理者の留意事項	S2-6
S2-8	大口町避難所等	S2-7
S2-9	防災資機材	S2-8
S2-10	生活必需品の備蓄	S2-9
S2-11	重要水防箇所	S2-10
S2-12	水防注意箇所	S2-11
S2-13	被害区域想定（風水害）	S2-12
S2-14	被害区域想定（地震）	S2-13
S2-15	通行を確保すべき道路	S2-14
S2-16	応急復旧体制の整備	S2-15
S2-17	防災対策の内容	S2-16
S2-18	災害用伝言ダイヤルのシステム	S2-17
S2-19	専門通信確保にあたっての留意点	S2-18
S2-20	指定文化財一覧	S2-19
S2-21	大口町消防団保有消防力	S2-21
S2-22	雨量観測施設、風向・風速観測施設	S2-22
S2-23	消防水利設置状況	S2-22
S2-24	丹羽広域事務組合消防本部通信系統図	S2-23

第3章 災害応急対策計画

S3-1	気象予警報等の種類と発表基準	S3-1
S3-2	避難の勧告・指示等	S3-2
S3-3	災害時優先電話一覧（一般非公開）	S3-3
S3-4	防災行政用無線局配置表	S3-3
S3-5	非常通信	S3-4
S3-6	伝達の対象となる被害と伝達内容	S3-6
S3-7	愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先	S3-7
S3-8	消防庁への連絡先	S3-8
S3-9	防災活動拠点の区分と要件等	S3-9
S3-10	南海トラフ地震における広域受援計画に定め 防災拠点の種類と機能	S3-9
S3-11	自衛隊災害派遣の活動範囲	S3-10
S3-12	ヘリポート用地の基準	S3-11
S3-13	避難に関する留意事項	S3-14
S3-14	保有車両	S3-15
S3-15	水防施設設備	S3-16
S3-16	電力事業者応急対策	S3-17
S3-17	ガス事業者応急対策	S3-18
S3-18	LPガス事業者応急対策	S3-19
S3-19	災害救助法の適用基準	S3-20
S3-20	応急仮設住宅の建設方法	S3-26
S3-21	障害物の除去	S3-27
S3-22	被災住宅の応急修理	S3-28
S3-23	被害認定基準	S3-29

第4章 災害復旧・復興計画

第5章 東海地震に関する事前対策計画

S5-1	地震防災信号	S5-1
S5-2	警備活動内容	S5-2
S5-3	主要道路	S5-3

第6章 避難所運営マニュアル

S6-1	避難所における共通理解ルール	S6-1
S6-2	避難所運営委員会運営規約（案）	S6-2
S6-3	避難所運営委員会系統図	S6-4
S6-4	ボランティア活動時の持参品と注意事項	S6-5
S6-5	避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（案）	S6-5
S6-6	災害時に「災害時要援護者」とみなすべき住民	S6-6
S6-7	災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目	S6-7
S6-8	避難所内で出来るストレッチ方法	S6-8
S6-9	被災児童のケアについて	S6-10
S6-10	避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）	S6-12
S6-11	避難所における情報伝達資機材	S6-12
S6-12	エコノミークラス症候群を予防しましょう！	S6-13
S6-13	災害救助法	S6-14

第7章 原子力災害対策計画

S7-1	用語の定義	S7-1
S7-2	県外の原子力発電所の位置関係	S7-2
S7-3	原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等	S7-4
S7-4	防護措置実施のフローの例	S7-8
S7-5	OIL と防護措置について	S7-9

協定一覧

条例等一覧

防災関係機関

1 指定地方行政機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- | | |
|---------------|----------------|
| ・名古屋地方気象台 | ・中部地方整備局 |
| ・中部管区警察局 | ・東海財務局 |
| ・東海北陸厚生局 | ・東海農政局 |
| ・中部経済産業局 | ・中部運輸局 |
| ・第四管区海上保安本部 | ・東海総合通信局 |
| ・愛知労働局 | ・中部森林管理局 |
| ・中部近畿産業保安監督部 | ・大阪航空局中部空港事務所 |
| ・中部地方環境事務所 | ・近畿中部防衛局東海防衛支局 |
| ・国土地理院中部地方測量部 | |

2 指定公共機関（内閣総理大臣が指定した機関）

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ・独立行政法人国立病院機構 | ・独立行政法人水資源機構 |
| ・日本銀行 | ・日本赤十字社 |
| ・日本放送協会 | ・中日本高速道路株式会社 |
| ・中部国際空港株式会社 | ・東海旅客鉄道株式会社 |
| ・日本貨物鉄道株式会社 | ・西日本電信電話株式会社 |
| ・日本郵便株式会社 | ・東邦瓦斯株式会社 |
| ・日本通運株式会社 | ・中部電力株式会社 |
| ・関西電力株式会社 | ・電源開発株式会社 |
| ・KDDI 株式会社 | ・株式会社NTT ドコモ |
| ・独立行政法人地域医療機能推進機構 | |
| ・福山通運株式会社 | ・佐川急便株式会社 |
| ・ヤマト運輸株式会社 | ・西濃運輸株式会社 |
| ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | |
| ・ソフトバンク株式会社 | |
| ・一般社団法人日本建設業連合会 | ・株式会社イトーヨーカ堂 |
| ・イオン株式会社 | ・ユニー株式会社 |
| ・株式会社セブンイレブン・ジャパン | |
| ・株式会社ローソン | ・株式会社ファミリーマート |
| ・株式会社セブン&アイ・ホールディングス | |

S1-02 過去の主な風水害

過去の主な風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
大元. 9. 22～23 (1912 年)	暴風雨	971. 4	28. 2SSE	102. 9	②死者 140 負傷者 180 家屋全壊 6, 000
大 8. 9. 16～17 (1919 年)	暴風雨				②死者 4 家屋全壊 40 浸水 700
大 10. 9. 25～26 (1921 年)	暴風雨	986. 7	18. 3SE	43. 9	②死者 27 負傷者 22
大 14. 8. 14～15 (1925 年)	大 雨				②死者 6 負傷者 3 家屋全壊 25 浸水 20, 000
大 14. 9. 11 (1925 年)	暴風雨	996. 0	22. 8SSE	186. 8	②死者 12 負傷者 3 家屋全壊 52 浸水 20, 000
大 15. 9. 4 (1926 年)	暴風雨	989. 1	20. 8NNW	52. 9	②死者 23 負傷者 70 家屋全壊 166 浸水 1, 400
昭 5. 7. 19 (1930 年)	大 雨				②死者 13 負傷者 2 家屋全壊 13 浸水 2, 000
昭 7. 7. 1～2 (1932 年)	大 雨				②死者 26 負傷者 9 家屋全壊 30 浸水 2, 700
昭 9. 9. 21 (1934 年)	暴風雨 (室戸台風)	975. 9	32. 9SSE	24. 0	②死者 8 負傷者 68 家屋全壊 85
昭 10. 10. 27 (1935 年)	大 雨				②死者 1 負傷者 2 浸水 13, 000
昭 11. 10. 2～3 (1936 年)	暴風雨	984. 6	12. 7N	198. 2	②死者 2 負傷者 8 家屋全壊 4 浸水 15, 000
昭 13. 7. 3～5 (1938 年)	大 雨				②死者 2 家屋全壊 6 浸水 4, 500
昭 19. 10. 7～8 (1944 年)	暴風雨	975. 3	3. 7SSE	80. 8	②死者 5 負傷者 2 家屋全壊 95 浸水 700
昭 20. 9. 18 (1945 年)	暴風雨 (枕崎台風)	988. 7	20. 2SSE	40. 3	②死者 4 負傷者 8 家屋全壊 400 浸水 600
昭 20. 10. 11 (1945 年)	暴風雨 (阿久根台風)	997. 1	14. 0SSE	228. 9	②死者 1 家屋全壊 1 浸水 6, 000
昭 25. 9. 3 (1950 年)	暴風雨 (ジェーン台風)	995. 4	26. 7SE	47. 4	②死者 6 負傷者 36 家屋全壊 40 浸水 300
昭 27. 6. 23～24 (1952 年)	暴風雨 (ダ・イナ台風)	991. 3	13. 7NNE	177. 2	②死者 1 家屋全壊 3 浸水 6, 800
昭 28. 9. 25 (1953 年)	暴風雨・高潮 (台風 13 号)	970. 0	22. 6NNW	178. 1	②死者 72 負傷者 623 家屋全壊 6, 769 浸水 90, 000
昭 29. 7. 30 (1954 年)	大 雨				②死者 3 負傷者 1 家屋全壊 15 浸水 6, 870
昭 30. 10. 20 (1955 年)	暴風雨 (台風 26 号)	989. 7	20. 8SSE	34. 3	②死者 3 負傷者 18 家屋全壊 65 半壊 61 一部破損 113 床上浸水 14 床下浸水 599

年月日	種別 (名稱)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
昭32.8.7 (1957年)	大雨 (多治見大雨)				②死者33 負傷者44 家屋全壊88 半壊89 床上浸水3,547 床下浸水13,961
昭33.8.25 (1958年)	暴風雨 (台風17号)	999.0	17.7SE	139.9	②死者3 負傷者1 家屋全壊9 半壊25 一部破損248 床上浸水116 床下浸水4,682
昭34.8.14 (1958年)	大雨	993.5	13.4WNW	234.0	②負傷者1 家屋全壊1 半壊20 一部破損2 床上浸水14 床下浸水80,826
昭34.9.26 (1959年)	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	958.5	37.0SSE	165.7	①台風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が集中した。 ②死者3,168 行方不明92 負傷者59,045 家屋全壊23,334 流失3,194 半壊97,049 一部破損287,059 床上浸水53,560 床下浸水62,831 ③県下全域(沿岸部中心) ④3,224億円
昭36.6.23～ 29(1961年)	大雨 (36.6梅雨 前線豪雨)			398 立田 682	①集中豪雨による災害で尾張部を中心に河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者4 行方不明2 負傷者13 家屋全壊29 流失2 半壊72 床上浸水7,969 床下浸水66,654 ③県下全域 ④111億円
昭36.9.16 (1961年)	暴風雨 (第二室戸台 風)	971.7	28.7SSE	96.4	①集中豪雨による災害で中小河川の氾濫・暴風雨による竜巻等の被害が発生した。 ②死者3 負傷者146 家屋全壊168 半壊515 床上浸水652 床下浸水8,868 ③尾張部 ④104億円
昭37.6.30～7.5 (1962年)	大雨 (前線)			103 伊良湖 236	①局地的集中豪雨による災害で中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者2 負傷者1 家屋全壊2 床上浸水1,605 床下浸水15,501 ③東三河 尾張部
昭37.8.26 (1962年)	暴風雨 (台風14号)	996.5	23.3SSE	110	①風水害による災害で県下全域で被害が発生した。 ②死者1 負傷者9 家屋全壊26 半壊28

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
					床上浸水 177 床下浸水 7, 556 ③県下全域 ④42 億円
昭 39. 9. 25 (1964 年)	暴風雨 (台風 20 号)	992. 8	22. 0SSE	105. 2	①雨による災害で県下全域に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 10 家屋全壊 6 半壊 12 床上浸水 23 床下浸水 2, 298 ③県下全域 (主として名古屋、尾張、海部、知多) ④26 億円
昭 40. 9. 17 (1965 年)	暴風雨 (台風 24 号)	970. 2	17. 0N	188. 6	①雨による災害で平野部に被害が多く発生した。 ②死者 1 負傷者 18 家屋全壊 12 半壊 62 床上浸水 1, 728 床下浸水 49, 622 ③県下全域 (主として名古屋、海部) ④93 億円
昭 41. 10. 12 (1966 年)	大雨 (東三河集中豪雨)			54 田 原 345	①集中豪雨による災害で東三河の平野部に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 10 負傷者 14 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 11 床下浸水 20, 747 ③東三河 (豊橋市、田原中心) ④42 億円
昭 43. 8. 29 (1968 年)	大 雨 (台風 10 号)	991. 5	15. 7SSE	179 茶臼山 587	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 6 負傷者 15 家屋全壊 24 半壊 24 一部破損 45 床上浸水 292 床下浸水 4, 314 ③奥三河 (新城及び南・北設楽郡) ④59 億円
昭 44. 8. 4~5 (1969 年)	大 雨 (台風 7 号)	990. 6	14. 8ESE	64 新 城 365. 5	①集中豪雨による災害で三河山間部に中小河川の氾濫、山(がけ)崩れ等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 5 家屋全壊 10 半壊 36 一部破損 81 床上浸水 661 床下浸水 3, 515 ③奥三河 (新城市及び宝飯郡、南・北設楽郡) ④45 億円
昭 45. 7. 29~30 (1970 年)	集中豪雨	1, 010. 8	7. 7ENE	123. 5	②死者 3 負傷者 4 家屋全壊 2 半壊 7 床上浸水 4, 552 床下浸水 37, 946 ③尾張部 ④18 億円
昭 46. 8. 30~31 (1970 年)	大 雨 (台風 23 号)	987. 5	10. 0E	321. 5	②死者 4 負傷者 15 家屋全壊 19 半壊 127 床上浸水 6, 136 床下浸水 59, 160 一部破損 228 ③県下全域 ④176 億円
昭 47. 7. 12~13	集中豪雨			289	①集中豪雨による災害で三河山間部に、

年 月 日	種 別 (名 称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
(1972 年)	(47.7 豪雨 台風 6 号)			猿 投 458	中小河川の氾濫、山（がけ）崩れ等の被害が発生した。 ②死者 64 行方不明 4 負傷者 12 家屋全壊 271 半壊 287 床上浸水 20,075 床下浸水 12,077 ③西三河（小原、藤岡、豊田、足助） ④302 億円
昭 49.7.7 (1976 年)	豪雨 (七夕豪雨 台風 8 号)	1,008.2	6.7SE	65 新 城 323 東 栄 302 南知多 285	①台風と梅雨前線による集中豪雨災害で、中小河川の氾濫、がけ崩れ、橋梁の流失等の被害が発生した。 ②死者 3 負傷者 12 家屋全壊 16 半壊 70 床上浸水 1,820 床下浸水 11,800 一部破損 86 ③知多、東三河地域（豊橋、蒲郡、南知多ほか 31 市町） ④195 億円
昭 49.7.24～25 (1974 年)	大 雨			139.8 津 島 333 常 滑 315 一 宮 237	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多を中心に家屋の浸水被害が多数発生した。 ②死者 1 負傷者 7 床上浸水 7,248 床下浸水 743,035 ③県下全域 ④92 億円
昭 51.9.8～13 (1976 年)	集中豪雨 (51.9 豪雨 台風 17 号)	1,002.4	10.2SE	422 一 宮 682 南知多 602	①集中豪雨による災害で尾張、海部、知多に中小河川の氾濫等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 37 家屋全壊 14 半壊 437 床上浸水 13,050 床下浸水 102,677 一部破損 461 ③尾張、海部、知多地域（59 市町村） ④378 億円
昭 54.9.24～25 (1979 年)	豪雨			94 名古屋市 港区 224 1 時間雨量 108	①雷を伴った前線による局地的な豪雨災害で家屋の浸水、道路、河川等の被害が発生した。 ②死者 2 床上浸水 1,665 床下浸水 33,351 ③県西部地域（名古屋市、東海市他 18 市町村） ④26 億円
昭 54.9.28～ 10.1 (1979 年)	暴風雨 (台風 16 号)	981.9 小牧 978.2	17.7SE 伊良湖 21.3S	50 茶臼山 170	①台風通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等の被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 23 家屋全壊 2 半壊 20 床上浸水 9 床下浸水 178 一部破損 217 ③県全域 ④65 億円
昭 54.10.18～19 (1979 年)	暴風雨 (台風 20 号)	971.9 小牧 969.4	14.2W 伊良湖 20.0S	80 作 手 282 茶臼山 279 鳳 来 233	①台風の通過による災害で家屋損壊、農水産物、公共土木施設等の被害が発生した。 ②行方不明 1 負傷者 8 家屋全壊 半壊 4 床上浸水 39 床下浸水 314 一部破損 26 ③県全域 ④113 億円
昭 57.8.1～3 (1982 年)	暴風雨 (台風 10 号)	975.1 伊良湖	9.4SSW 伊良湖	184.5 鳳 来	①台風と低気圧による大雨に伴う家屋損壊、農地農業用施設、農林水産物、公共

年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
		最低気圧 (hPa)	最大風速 風速 (m/s)	総降水量 (mm)	
	と低気圧)	973.0	21.1E	501 伊良湖 444	土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 9 家屋全壊 1 半壊 4 床上浸水 230 床下浸水 2,777 一部破損 91 ③県全域 ④約 131 億円
昭 57.9.11～12 (1982年)	暴風雨 (台風 18号)	984.1 伊良湖 980.5	10.3N 伊良湖 19.7NNW	134.0 伊良湖 3 06.5	①台風の通過による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②死者 1 負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 7 床下浸水 324 一部破損 4 ③主として県東部 ④約 23 億円
昭 58.8.16～17 (1983年)	暴風雨 (台風 5号)	982.0 伊良湖 974.9	7.2WNW 伊良湖 19.0ENE	100 豊橋 419	①台風の通過による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設等に被害が発生した。 ②負傷者 1 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 33 床下浸水 356 一部破損 3 ③主として県東部 ④約 13 億円
昭 58.9.27～28 (1983年)	暴風雨 (台風 10号)	992.2	9.5 伊良湖 11.2SSE	234 小原 291 茶臼山 305	①台風の通過、特に豪雨による災害で家屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農林水産業施設、農林水産物等に被害が発生した。 ②死者 5 負傷者 1 家屋全壊 2 半壊 1 床上浸水 762 床下浸水 16,974 一部破損 25 ③主として県西部 ④約 28 億円
平元.9.2～4	大 雨			132 茶臼山 325	①低気圧に伴う寒冷前線による災害 ②死者 1 負傷者 3 家屋全壊 1 半壊 1 床上浸水 3 床下浸水 139 一部破損 2 ③県全域 ④約 24 億円
平元.9.19～20	台風 22号			47 茶臼山 295	①台風の通過、特に豪雨に東加茂郡を中心とした豪雨による土砂災害により家屋損壊、農林水産物、公共土木施設、農林水産業施設等に被害が発生した。 ②死者 2 負傷者 1 家屋全壊 18 半壊 11 床上浸水 121 床下浸水 134 一部破損 9 ③県全域 ④約 92 億円
平 2.9.19～20	台風 19号	972.5 伊良湖 976.9	20.1SSE 伊良湖 26.2S	95 作手 254	①台風の通過による災害で、特に農業用施設、農作物の被害が著しかった。 ②負傷者 29 家屋全壊 2 半壊 28 床上浸水 67 床下浸水 1,408 一部破損 2,297 ③県全域 ④約 153 億円

年 月 日	種 別 (災害の要因)	項目	観測点	総降水量 ・風速	被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
平 3. 9. 18～19	大 雨 (台風 18 号・前線)	総降水量 1 時間降水量	名古屋 南知多 名古屋 東 海 南知多	242 316 57 55 48	①台風 18 号の接近伴い、本州南岸の秋雨前線の活動が活発化した。このため、名古屋市 3 区（北・緑・天白）及び春日井市では、災害救助法が適用された。 ②死者 2 軽傷者 1 家屋全壊 2 半壊 28 床上浸水 3,713 床下浸水 12,131 一部破損 9 ③県全域 ④約 60 億円
平 6. 9. 29～30	暴風雨・竜巻 (台風 26 号)	風 速 瞬間風速 総降水量 1 時間降水量	名古屋 名古屋 作 手 作 手	19.4SSE 36.7SSE 235 48	①台風の他、竜巻が発生した。 ②負傷者 37 家屋全壊 8 半壊 113 床上 浸水 137 床下浸水 456 一部破損 981 ③県全域 ④約 53 億円
平 10. 9. 21～23	暴風雨 (台風 7・8 号)	風 速 瞬間風速 総降水量 1 時間降水量	名古屋 名古屋 作 手 作 手	21.5SSE 42.6SSE 329 63	①台風 8 号が 21 日、第 7 号が 22 日と続 いて上陸。8 号は雨、7 号は風による被害 が大きかった。交通網が大混乱し、農業 被害も大きかった。 ②死者 3 負傷者 151 家屋全壊 8 半壊 35 一部破損 661 ③県内全域 ④約 33 億円
平 11. 9. 24～26	竜 巖 (台風 18 号)	風 速 瞬間風速	名古屋 伊良湖 名古屋 伊良湖	11.2SSE 11.0S 23.0S 20.5S	①台風 18 号の外側を取り巻く積乱雲が、 東海地方の南海上から県沿岸にかかり、4 個の竜巒が相次いで発生した。このため 豊橋市では、被災者生活再建支援法（法 律第 66 号）が平成 10 年 11 月 6 日施行さ れて以来、本県で始めて同法の適用とな った。 ②負傷者 453 家屋全壊 41 半壊 311 一部破損 1,052 ③主として県東部 ④約 21 億円
平 12. 9. 11～12	大 雨 (平成 12 年 東海豪雨)	総降水量 1 時間降水量	名古屋 東 海 蟹 江 一 宮 稻 武 蒲 郡 名古屋 東 海 蟹 江 一 宮 稻 武 蒲 郡	566.5 589 365 293 467 249 97 114 78 54 70 55	①秋雨前線が台風 14 号の暖かく湿った空 気が多量に流れ込んだため、前線の活動 が活発となり、愛知県を中心とした東海 地方で記録的な大雨となった。このため、 23 市町村が避難勧告・指示を発令し、 63,000 人以上が避難され、21 市町村で災 害救助法及び災害者生活再建支援法の適 用がされた。この災害が、激甚災害に指 定され、中小企業支援措置及び農地・農 業施設用支援並びに林道の災害復旧事業 支援措置がなされ、旭町、稻武町が局地 激甚災害（公共土木施設分）の指定を受 けた。 ②新川をはじめ県内河川の破堤 20 箇所、 越水 319 箇所。死亡 7 負傷者 107 家屋全壊 18 半壊 154 床上 浸水 22,078 床下浸水 39,728 一部破損 147 ③県全域 ④約 2,800 億円
平 13. 8. 21～22	暴風雨 (台風 11 号)	総降水量 1 時間降水量	茶臼山 作 手 岡 崎 茶臼山	330 313 255 34	①台風の通過の夜災害 ②死者 1 負傷者 1 床上浸水 3 床下浸水 165 ③県全域

年月日	種別 (災害の要因)	項目	観測点	総降水量 ・風速	被害の概要 ①災害の特徴 ②被害の程度 ③発生場所 ④被害額
			南知多 一色 鳳来	34 33 32	④約3億円
平15.8.8~9	暴風雨 (台風10号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 作手 名古屋	382 336 28ESE	①台風の通過による災害 ②負傷者5 床上浸水1 床下浸水15 一部破損5 ③県全域 ④約24億円
平16.6.21	暴風雨 (台風6号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	284 34 30	①台風の通過による災害 ②負傷者27 半壊1 一部損壊16 床上浸水1 床下浸水3 ③県内全域 ④約13億円
平16.10.20~21	暴風雨 (台風23号)	総降水量 瞬間風速	茶臼山 名古屋 伊良湖	265 33 35	①台風の通過による災害 ②死者1 負傷者18 一部損壊41 床上浸水21 床下浸水160 ③県内全域 ④約17億円
平20.8.28~30	大雨 8月末豪雨	総降水量 1時間降水量	岡崎 蒲郡 豊橋 一宮 名古屋 岡崎 一宮 豊橋 蒲郡 名古屋	447.5 365 351.5 272 237 146.5 104 62.5 58.5 55	①停滞していた前線に非常に湿った空気が流れ込んだため、前線の活動が活発となり、県内各地で記録的な大雨となった。このため、名古屋市及び岡崎市で、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用がされた。 ②広田川が破堤。死者2 負傷者5 住家の全壊5 半壊3 一部損壊29 床上浸水2480 床下浸水14106棟 ③県内全域 ④約107億円
平21.10.7~8	暴風雨 (台風18号)	総降水量 瞬間風速	東海 名古屋 伊良湖	206 29.9 39.9	①台風18号が知多半島付近に上陸し、特に農業用施設、農産物の被害が著しかった。 ②負傷者19名、家屋全壊6 半壊41 一部損壊2092 床上浸水246 床下浸水1235 ③県内全域 ④約134億円
平23.9.20~21	暴風雨 台風第15号	総降水量 瞬間風速	名古屋 茶臼山 阿藏 名古屋 伊良湖	274 367 383.5 22 33	①奄美大島近海で迷走後に勢力を強め、21日14時頃に浜松市付近に上陸。名古屋市では100万人を超える市民に対し避難勧告が出された。 ②死者4名、負傷者8名、家屋一部損壊69棟、床上浸水239棟、床下浸水572棟 ③県内全域 ④約30億円
平24.6.19	暴風雨 台風第15号	総降水量 瞬間風速	名古屋 阿藏 名古屋 伊良湖	53 239 18.8 27.7	①19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した台風第4号は、その後紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。豊田市阿藏では1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。 ②負傷者6名、家屋一部損壊8棟、床下浸水4棟 ③県内全域 ④約5億円

(出典：愛知県地域防災計画)

過去の主な風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	県下の被害概要		
		①災害の特徴	②被害の程度	③発生場所
明元. 5. 14	大雨・洪水 入鹿池堤防決壊	①明治元年 4 月から 5 月にかけて続いた長雨により、入鹿池の水量が激増。堤防が決壊した。 ②死者 941 負傷者 1,471 流失家屋 807 床上・床下浸水 11,709 ③主として丹羽、春日井、中島、海東(現 海部郡)の 4 郡		
明 45. 4. 19	降雹・強風	①丹羽郡一帯で降雹・強風が発生し、建物や農作物に大きな被害が出た。 ②負傷者 6 建物倒壊等 9 畑地 2862(反)		
大元. 9. 22～23	暴風雨	②死者 4 負傷者 4 建物全壊 527(内住宅 262) 半壊 228(内住宅 157)		
昭 3. 4. 21	凍霜害	①降霜により、農作物に近年まれにみる被害が発生し、特に桑園のうけた被害が大きかった。		
昭 9. 9. 20～21	暴風雨 (室戸台風)	①風速は 60 メートルを記録。台風の通過により、農作物が大きな被害を受けた。		
昭 34. 9. 26	暴風雨 (伊勢湾台風)	①強風と高潮による災害で伊勢湾を中心に県下全域の沿岸部に被害が集中した。大口町でも事前に対策本部を設置し、被害に備えた。 ②死者 3 負傷者 38 家屋全壊 77 半壊 135 簡易水道の断水		

(参考文献：大口町史)

S1-03 東海地方に影響のあった主な台風

1 昭和 9 年 9 月 21 日 室戸台風

この台風は、海上を時速 20km ぐらいで北上し、19 日夜には沖縄南方に近づいた。このころから北東に進路を変え、四国沖を進み 20 日夜半過ぎに室戸付近へ、非常に強い大型の台風として時速 60km で上陸した。上陸後は、徳島の西、淡路島、神戸市、和田岬、深江の北側、宝塚池田付近そして敦賀の西側を通過し、時速は 70km~90km に速まり、勢力は衰えながら本州を縦断して宮古付近から三陸沖へ去った。

2 昭和 28 年 9 月 25 日 台風第 13 号

この台風は、トラック島南東 150km の海上に発生し西から次第に北西に進み、22 日夜には沖ノ鳥島の西方の洋上で急速に発達し猛烈な大型台風となった。この辺から四国沖に向け北上し、25 日 17 時過ぎには志摩半島を横断し毎時 40km ぐらいの速さで伊勢湾を経てカムチャッカ半島へ去った。

3 昭和 34 年 9 月 26 日 伊勢湾台風

この台風は、エニウェトック島の西 250km の海上で発生した弱い熱帯低気圧が 9 月 23 日にはマリアナ諸島で中心気圧が 894hPa に発達して超大型台風になり、北上して 9 月 26 日夜には紀伊半島へ上陸、上陸後も勢力があまり衰えなかった。

台風の本国上陸にあたり風速の最大区域が台風中心経路の東側 70km 付近で志摩半島東部から伊勢湾にかけて舌状にのびていた。これにより伊勢湾に、記録的な高潮が発生した。

4 昭和 36 年 9 月 16 日 第 2 室戸台風

マーシャル諸島付近で発生した弱い熱帯低気圧が、9 月 8 日 15 時に台風 18 号となった。12 日朝にはマリアナ諸島の南西海上で 900hPa の超大型の台風に発達し、14 日夜半には沖縄の東側で進路を変え、16 日朝には四国の南海上から室戸岬をかすめ大阪湾に向かい、同日 13 時 30 分頃には尼ヶ崎と西ノ宮の間に上陸した。その後 15 時には敦賀付近に進んだ。台風の規模や進路は、昭和 9 年の室戸台風に似た台風であった。

5 昭和 37 年 7 月 27 日 台風第 7 号

この台風は、硫黄島の東側 1,500km の海上に発生したもので、発生地が非常に北東に偏っていた。

発生後 1 日は、ほぼ北上、2 日目が西進して 27 日四国南東の海上で進路を変え、潮岬と白浜の間に 13 時頃に上陸し東海道西部、関東北部を通過して三陸沖に去った。海上では中心気圧 965hPa の中型規模だったが上陸後は急に衰え、28 日には早くも 1,000hPa になり熱帯低気圧となった。

6 昭和 37 年 8 月 26 日 台風第 14 号

この台風は、8 月 21 日 9 時にマリアナ諸島の海域で発生した。硫黄島付近では中心気圧 950hPa になり、いわゆる夏型特有の小型台風であった。小笠原諸島の父島西方を過ぎる頃から進路を北向き変え、そのまま中部地方に向かって北上、上陸した。26 日の 4 時頃には中心が三重県の北牟婁郡中島付近に上陸し、その後も北上を続け、琵琶湖付近を通って日本海に抜けた。

7 昭和 46 年 8 月 30 日～31 日 台風第 23 号

この台風は、8 月 21 日 9 時、南鳥島の南西で発生し、ゆっくり北西から西北西に進み、28 日朝、奄美大島の南東方に達し台風は速度が遅くなった。海上で発達し始めた台風は、屋久島付近を通過する頃には中心気圧が 915hPa であった。

29 日夜半には大隈半島（佐多岬）に上陸し、四国から大阪付近、三重県南部を通り 31 日昼頃には伊良湖岬をかすめて東方へ去った。

8 昭和 47 年 9 月 16 日 台風第 20 号

この台風は、9 月 13 日 12 時、沖ノ鳥島の南 500km に発生し、ゆっくり北西に進み、沖の大東島の南海上で進路を北から北北東に変えた。一方 15 日 15 時には低気圧が朝鮮半島北部の元山沖約 400km にあり、前線が南東にのびて、愛知県付近に達し愛知県では、この前線の影響により 15 日朝から雨が強くなった。

台風は 16 日、18 時 30 分潮岬付近に上陸して、その後紀伊半島を縦断し、三重県を経て岐阜県西部を通り、17 日 5 時には佐渡付近を通過し午後には北海道西岸に達した。

9 昭和 54 年 9 月 31 日～10 月 1 日 台風第 16 号

9 月 23 日、ヤップ島の北西海上で台風 16 号が発生し、発達しながら北西に進み 26 日朝には、沖縄の南南東の海上で中心気圧 920hPa となり最盛期をとった。同日昼頃から速度を落とし北向きに進路を変え 29 日 15 時には奄美大島の東海上に達した。更に台風は北東に進路を変えながら次第に加速し、30 日 18 時 30 分頃には高知県室戸付近に上陸（中心気圧 955hPa）した。更に 23 時頃には、大阪市に再上陸（中心気圧 965hPa、大型、並みの強さ）し、岐阜市の北を通って本州を北東に縦断し 10 月 1 日 9 時には八戸沖へ抜けた。

10 昭和 54 年 10 月 19 日 台風第 20 号

台風 20 号は 10 月 6 日 15 時トラック諸島の東で台風となり、8 日朝から北西に進み始め、9 日夜にはグアム島の南海上で通過し急激に発達した。12 日 15 時には沖ノ鳥島南南東約 400km の海上で中心気圧 870hPa を観測し最盛期（大型、猛烈な台風）となった。その後ゆっくりした速さで西北西に進み、16 日朝から北北西に進路を変え、18 日 9 時には沖縄の南約 150km の海上に達した。この頃から次第に北東に進路を変えながら加速し、19 日 9 時 40 分に和歌山県白浜付近に上陸（中心気圧 965hPa、大型、並みの強さ）更に、名古屋市の西を通って本州を北東に縦断し、19 時には八戸沖へ抜けた。

11 平成 2 年 9 月 19 日～20 日 台風第 19 号

グアム島の北西海域で発生した弱い熱帯低気圧は、13 日には台風 19 号となり発達しながら北西に進み、16 日から 17 日にかけゆっくり沖縄の南東海洋に近づき急激に発達した。17 日午後には、中心気圧 890hPa を記録し猛烈な台風となった。その後台風は北東に進み、950hPa 以下の勢力を保ったまま、19 日 20 時過ぎには、和歌山県白浜の南に上陸した。上陸後速度を上げ近畿地方から東海地方を通り、本州を縦断し 20 日 12 時には三陸沖に抜けた。

12 平成3年9月18日～19日 台風第18号

台風18号は、18日沖縄の東海上を加速しながら北東に進み、それに伴い本州沿岸の秋雨前線の活動が活発となった。更に台風は19日夕方には八丈島の南を通り、夜には銚子沖に達し、20日早朝には三陸沖で温帯低気圧になった。東海地方を含め、太平洋沿岸各地では記録的な大雨となり、被害は東海地方から東北地方の16都県に及んだ。愛知県全域では、18日午前中から雨となり、夜半過ぎから所々で激しく降り18日、19日にかけて100～300ミリの大雨となった。名古屋では19日の雨量217.5ミリを観測した。これは累年第2位の記録となった。

13 平成6年9月29日～30日 台風第26号

9月19日3時、グアム島の南西海上で台風となった第26号は、発達しながら北に進路をとり、強い勢力を保ったまま29日19時半頃には和歌山県南部に上陸した。上陸時の中心気圧は950hPa、中心付近の最大風速は40m/sであった。上陸後は勢力を弱めながらもやや速度を速め、琵琶湖付近を通って30日3時には石川県沖に進んだ。

この台風の影響により、東部の山間部では総雨量が200ミリを越えた。

14 平成10年9月21日～23日の台風第7号と台風第8号

9月17日21時にフィリピンの西の海上で発生した台風第7号は、徐々に発達しながら南西諸島の東海上を北東進した。また、台風第8号は9月20日に日本の南海上で発生し、北上した。日本への上陸は第8号の方が早く、21日16時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、翌日の22日13時過ぎには第7号が和歌山県御坊市付近に上陸した。

第8号の上陸時の勢力はごく小さく、弱いものであったが、21日夜に一時風雨が強くなった。第8号は強い雨が顕著で、東部の山間部では21日の21時から23時にかけて、1時間に40mm～60mmの激しい雨が降った。1日遅れて上陸した第7号は、中型で強い勢力を保って22日15時頃に滋賀県を通り、北陸へ向かった。台風が愛知県の西を強い勢力で進んだことから、県内では南寄りの暴風が吹き荒れ、名古屋では最大瞬間風速、南南東の風42.6m/sを観測した。この値は、昭和34年の伊勢湾台風時に観測した45.7m/sに次ぐ観測開始以来第2位の記録となった。

15 平成12年9月11日～12日の台風第14号

サイパン島の東海上にあった熱帯低気圧は、9月2日21時に台風第14号となった。10日9時には南大東島の東南東の海上に達し、大型で非常に強い勢力に発達した。一方、9月11日から12日かけて、日本付近には秋雨前線が停滞しており、この前線に向かって台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録的な大雨となった。愛知県では県西部を流れる「新川」の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は20箇所に達したほか、名古屋市内では広範囲に浸水被害が発生した。この大雨で、名古屋地方気象台が観測した日最大1時間降水量97.0mm、日最大降水量428.0mm、月最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来最も多い値となった。台風は、12日19時過ぎには沖縄を通過し、東シナ海で向きを北寄りに変え、九州の西海上を北東に進んで朝鮮半島に上陸した。その後、日本海に進み16日15時には日本海西部で温帯低気圧となった。

16 平成15年8月8日～9日の台風第10号

台風第10号は8月3日15時にフィリピンの東で発生し、7日15時には大型で非常に強い台風となった。台風第10号は強い勢力を維持したまま8日21時30分頃に高知県室戸市付近に上陸し、いったん瀬戸内海に抜けた後、9日6時頃に兵庫県西宮市付近に再上陸した。その後はやや勢力を弱めながら本州を縦断するように北東に進み、10日6時に千島近海で温帯低気圧に変わった。台風第10号は動きが比較的遅く、愛知県では台風からの湿った南よりの風が長時間続いたため、茶臼山で390mmの総降水量を観測するなど愛知県東部の山地で雨量が多くなった。風も非常に強く吹き、名古屋で9日6時17分に東南東の風28.0m/s、伊良湖で9日1時26分に南の風27.3m/sの最大瞬間風速を観測した。

17 平成16年10月8日～9日の台風第22号

台風第22号は、10月4日12時にフィリピンの東で発生し、8日3時には中心気圧920hPa、中心付近の最大風速50m/sの非常に強い台風となった。その後、台風はゆっくり北上し、9日16時頃伊豆半島に上陸、関東地方南部を経て茨城県沖を進み10日9時に日本の東で温帯低気圧となった。台風が愛知県に最も接近したのは9日14時から15時頃であった。台風の北上と停滞前線の影響により愛知県では多いところで2日間で300mmを超える大雨となり、9日には約半数の観測所で10月としての日降水量の極値を更新した。

18 平成16年10月20日～21日の台風第23号

台風23号は、10月13日9時にマリアナ諸島で発生し、16日21時には中心気圧940hPa、中心付近の最大風速45m/s、暴風半径280km、強風半径1100kmの超大型で非常に強い台風となった。その後、台風第23号はゆっくり北上し、20日13時頃に高知県土佐清水市付近に上陸、近畿地方から東海地方を経て21日9時に関東の東海上で温帯低気圧となった。台風の中心が愛知県に最も接近したのは20日宵の内から夜遅くで、名古屋では20日18時39分に南の風33.2m/s、伊良湖では17時28分に南東の風35.2m/sの最大瞬間風速を観測した。また、総降水量は、津具村茶臼山で265mmとなり、東三河北部を中心に200mmを超える大雨となった。

19 平成21年10月7日～8日の台風第18号

台風第18号は9月30日9時に発生し、ゆっくりと西に進み、10月4日9時にはフィリピンの東で、中心気圧920hPa、最大風速55m/sの猛烈な台風に発達した。台風は6日から7日にかけて南大東島付近を通過し、中心気圧940hPa、最大風速45m/sの強い勢力を維持したまま、北北東から北東に進み、8日午後5時過ぎに知多半島付近に上陸後、愛知県から関東甲信地方へ進んだ。この台風の影響により、伊良湖では8日に日最大瞬間風速39.9m/sを観測した（1953年の観測開始以来10月の極値を更新）。また、名古屋では、8日に日最大1時間降水量67.0mmを観測した（1890年の観測開始以来10月の極値を更新）。

20 平成23年9月2日～4日の台風第12号

台風第12号は、8月25日9時にマリアナ諸島の西の海上で発生し、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30日には小笠原諸島付近で中心気圧が965ヘクトパスカル、最大風速が35メートルの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後北へ向きを変え、9月2日には大型

の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3日10時前に高知県東部に上陸した。台風はその後もゆっくりとした速さで北上を続け、18時頃に岡山県南部に再上陸した後、4日未明に山陰沖に進み、5日15時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でさらに動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、県内では、降り始め（2日09時）から5日14時までの降水量は、西三河北東部、東三河北部で300mmを超え、豊田市稻武では330.0mmを観測した。

21 平成23年9月20日～21日の台風第15号

台風第15号は、9月13日21時に日本の南で発生し、北に進んだ後西に向きを変え、16日にかけて大東島地方に向かって進んだ。台風は、南大東島の西海上を反時計回りに円を描くようにゆっくり動いた後、19日21時には最大風速が35m/sの強い台風となって奄美群島の南東海上を北東に進み、20日21時には中心気圧が940hPa、最大風速が50m/sの非常に強い台風となった。台風は、速度を速めつつ四国の南海上から紀伊半島に接近した後、21日14時頃に静岡県浜松市付近に上陸し、強い勢力を保ったまま東海地方から関東地方、そして東北地方を北東に進んだ。

愛知県では、19日夕方から、東海地方に上陸し関東地方に進んだ21日夕方にかけて、断続的に強い雨が降り、特に20日は、名古屋市などで激しく降るなど、尾張東部から中濃・東濃にかけて大雨となり、庄内川が氾濫した。降り始め（19日17時）から21日19時までの降水量は、尾張東部、東三河北部で300mmを超えたところがあり、豊田市阿藏では383.5mmを観測した。また、台風が最接近した21日昼頃から沿岸部では非常に強い風が吹き、伊良湖で21日12時34分に日最大瞬間風速33.0m/sを観測した。

22 平成24年6月19日の台風第4号

台風第4号は、6月12日15時にカロリン諸島で発生し、フィリピンの東海上に達した後、進行方向を変え発達しながら北上した。18日には沖縄の南海上、19日09時には九州の南海上を北北東に進み、強い勢力を維持しながら本州に接近し、19日17時過ぎに和歌山県南部に上陸した。その後、台風は紀伊半島の東岸を北東に進み、伊勢湾を通過し、20時過ぎに愛知県東部に再上陸した。その後も北東に進み、関東甲信地方を通過し、20日9時には東北地方の東海上に達し温帯低気圧に変わった。

県内では、この台風と梅雨前線の影響により大雨となり、19日昼前から、断続的に強い雨が降り、台風本体の雨雲がかかり始めた夜には、豊田市阿藏で1時間降水量65.5mmの非常に激しい雨を観測するなど、東部を中心に大雨となった。降り始め（19日00時）から20日06時までの降水量は、豊田市阿藏では239.0mmを観測した。また、19日午後から東よりの風が強まり、夜には豊橋で最大瞬間風速29.1m/sを観測するなど東部を中心に東よりの強い風が吹いた。

23 平成25年9月16日の台風第18号

9月13日3時に小笠原の近海で発生した台風第18号は、日本の南海上を北西に進みながら14日9時に大型となり、15日夕方には四国の南海上に達した。その後、台風は進路を北東に変え、近畿地方や東海地方を暴風域に巻き込みながら東海道沖を北東に進み、16日8時前に愛知県豊橋市付近に上陸した（8時の中心気圧は970hPa）。台風は上陸後も勢力を維持したまま北上し、暴風域を伴って関東甲信地方を北東に進んだ後、東北地方南部を経て16日18時には三陸沖に達した。

愛知県では、14日夜から台風の北側の雨雲がかかりはじめ、15日夕方にかけて所々で雨が降ったが、15日夜遅くから県内全域で雨となった。台風本体の雨雲がかかった16日朝には、東部を中心非常に激しい雨が降り、特に豊田市小原では16日9時6分までの1時間に96.0ミリの猛烈な雨が降り、観測開始以来の極値を更新した。降り始め（14日21時）から16日16時までの降水量は、豊田市阿藏で321ミリを観測した。解析雨量では、9月16日16時までの48時間に、豊田市東部付近、新城市付近、設楽町付近で約350ミリとなった。風については、15日午後から南東よりの風が強まり、16日朝にかけ海上を中心に南東の非常に強い風が吹いた。また、台風の通過後は、北西の非常に強い風が吹いた。豊橋市豊橋では、最大瞬間風速39.4m/sを記録した。

海上では15日早朝から波やうねりが高くなり、16日は大しけとなった。

24 平成26年8月9～10日の台風第11号

台風第11号は、7月29日12時にマリアナ諸島付近で発生し、8月4日09時にはフィリピンの東に進んだ。その後、進路を次第に北に変え、日本の南から四国の南に進み、8月10日06時過ぎに高知県安芸市付近に上陸した。その後、台風は兵庫県赤穂市付近に上陸し、8月10日の昼過ぎには日本海に達した。8月11日09時には日本海北部で温帶低気圧に変わった。

台風の接近に伴い、北日本から西日本にのびる前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響により、8月9日未明から10日にかけて大雨となった。

三重県では8月9日の日降水量が、津市白山で435.5ミリ、津市笠取山で393.0mm、亀山で333.0mmを観測し、統計開始以来の極値を更新した。

降り始め（8月8日14時）から8月10日24時までの総降水量は、三重県大台町宮川で661.5mm、三重県津市白山で518.0mmとなった。

このため、三重県では9日17時20分に大雨特別警報が発表された。

25 平成26年10月5日～6日の台風18号

台風第18号は、9月29日15時にトラック諸島近海で発生し、10月2日9時にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となった。4日9時には南大東島の東南東の海上に進み、次第に進路を北に変え、5日9時には屋久島の南南東の海上で大型で強い台風となった。その後、進路を北から北東に変え、6日3時には潮岬の南南西の海上、6日6時には尾鷲市の東南東の海上を北東に進んだ。6日8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸し、速度を上げて6日9時には静岡市付近、6日11時には東京23区付近を北東に進み、昼過ぎには関東の東に達した後、6日21時に日本の東で温帶低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの5日1時から6日12時までの降水量は、豊橋市神野新田町で222.5mm、田原市伊良湖で187.0mm、新城市作手高里木戸口で179.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速21.8m/s、最大瞬間風速27.3m/s、豊橋市豊橋では最大風速19.3m/s、最大瞬間風速32.2m/s、を観測した。

26 平成26年10月13日～14日の台風19号

台風第19号は、10月3日21時にマーシャル諸島で発生したのち西北西に進み、7日21時にはフィリピンの東で猛烈な台風となり、次第に向きを北に変えながら10日3時には沖縄の南で大型で非常に強い台風となった。12日3時には大型で強い台風となり東シナ海を北上した後、12日夜遅く

には進路を東に変え、13日8時半頃に鹿児島県枕崎市付近に上陸した。13日9時には大型の台風となり、九州南部を通過し海上に進んだ後、13日14時半頃に高知県宿毛市付近に上陸し、四国を北東に進み、13日20時半頃に大阪府岸和田市付近に上陸した。13日23時には愛知県一宮市付近を通過し、14日0時には岐阜県郡上市付近に進み、14日6時には三陸沖に進んだ後、14日9時には温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの13日2時から14日4時までの降水量は、豊田市阿藏町で125.5mm、愛西市江西町125.0mm、豊根村茶臼山で124.0mmを観測した。常滑市セントレアでは最大風速22.0m/s、最大瞬間風速28.8m/sを観測した。海上では波の高さが7mの大しけとなった。潮位は、衣浦で10月13日19時38分に最大潮位偏差(瞬間値)77cm、10月13日19時38分に最高潮位(瞬間値)標高147cm、名古屋で10月13日19時42分に最大潮位偏差(瞬間値)73cm、10月13日19時42分に最高潮位(瞬間値)標高150cmを観測した。

27 平成27年9月9日の台風第18号

台風第18号は、9月7日3時に日本の南で発生し、ゆっくりとした速さで北北西に進んだ。8日3時には硫黄島の西北西を時速25キロで北へ進み、8日9時には父島の西に達した。台風は9日1時には八丈島の西南西を時速25キロで北北西に進み、9日7時に愛知県豊橋市の南を北北西に進んだ後、9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した。台風はその後、9日11時には愛知県名古屋市付近、13時には石川県小松市の南南東を北北西に進んだ後、日本海に進み、9日21時に台風は日本海中部で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの7日13時から10日9時までの降水量は、西尾市一色町で219.5mm、田原市伊良湖で212.5mm、南知多町豊丘で210.5mmを観測した。風については、愛知県常滑市セントレアでは最大風速17.8m/s、最大瞬間風速28.8m/s、田原市伊良湖では最大風速15.9m/s、最大瞬間風速30.3m/s、名古屋市千種区では最大風速14.3m/s、最大瞬間風速30.1m/sを観測した。

28 平成28年9月19日～20日の台風第16号

台風第16号は、9月13日3時にフィリピンの東で発生し、20日00時過ぎに鹿児島県大隅半島に上陸し、西日本の南岸を東北東に進み、20日13時半頃和歌山県田辺市付近に上陸した。その後、20日夜のはじめ頃に愛知県を東進し、20日21時に東海道沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では19日17時までの1時間に岡崎市木下町(愛知県雨量計)で103mmの雨を解析した。また、20日17時23分までの1時間に、蟹江町蟹江で61.0mmの雨を解析した。19日0時から20日24時までの48時間解析雨量積算では、西三河南部で300mmを超える雨量を解析した。

29 平成29年7月4日～5日の台風第3号

台風第3号は、7月2日09時に沖縄の南で発生し、発達しながら北西に進んだ。3日は東シナ海を北東へ進み、4日8時頃に長崎市付近に上陸した。この後九州を横断し、豊後水道を東へ進んだ後、4日12時過ぎに愛媛県宇和島市付近に上陸した。四国地方を横断した後、4日17時前に和歌山県田辺市付近に上陸し、4日夜は東海道沖を東に進んだ。その後、5日09時には日本の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では4日18時30分までの1時間に瀬戸市付近、豊田市西部付近で約70mmの雨を解析し、0時から24時までの解析雨量は150mmを越える雨量を解析した。

30 平成29年8月7日の台風第5号

台風第5号は7月21日09時に南鳥島近海で発生し西に進んだ。29日には父島の東を南西に進み、8月1日には日本の南で北西に向きを変え、6日には九州の南で北東に向きを変えて進み、7日10時頃に高知県室戸市付近を通過し、7日15時半頃に暴風域を伴ったまま和歌山県北部に上陸した。上陸後は近畿地方を北東に進み、7日19時には三重県伊賀市付近を通過し、8日05時には富山湾に達した。その後も北陸地方の沿岸を北東に進み、8日18時に新潟県佐渡市付近に達した後、9日03時には山形県沖で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、降り始めの7日00時から8日24時までの降水量は豊根村茶臼山で224.5mm、豊田市阿藏で203.0mmを観測した。愛知県常滑市セントレアでは最大風速22.7m/s、最大瞬間風速28.3m/sを観測した。県内では突風により人的被害、住家の損壊などが発生した。

31 平成29年9月17日～18日の台風第18号

台風第18号は、9月9日21時にマリアナ諸島で発生し、11日から12日にかけて強い勢力となりフィリピンの東から沖縄の南を北西に進みました。16日に進路を東寄りに変えて東シナ海を東北東に進み、17日11時半頃、鹿児島県南九州市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま次第に速度を上げて九州南部及び四国地方を通過し、17日22時頃に兵庫県明石市付近に上陸した後、近畿地方及び北陸地方を北東に進み、18日北海道を北北東に進み、18日21時にサハリン付近で温帯低気圧に変わった。

愛知県ではセントレアで最大風速24.5m/s、最大瞬間風速は32.4m/s、名古屋市で最大風速16.5m/s、最大瞬間風速30.8m/sを観測した。

32 平成29年10月22日～23日の台風第21号

10月16日03時にカロリン諸島で発生した台風第21号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21日には超大型で非常に強い勢力となり日本の南海上を北上した。22日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23日03時頃に超大型で強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま静岡県及び関東地方を北東に進み、23日15時に北海道の東で温帯低気圧に変わった。

愛知県では22日から23日にかけて、台風第21号や前線の影響により広い範囲で大雨や強風となり、23日は暴風となった所があった。このため、人的被害や住家被害、河川の越水などの被害が発生した。

33 平成30年7月28日～29日の台風第12号

7月25日03時に日本の南で発生した台風第12号は、26日21時には強い勢力となり発達しながら北上し、28日は次第に進路を西よりに変え伊豆諸島付近を北西に進んだ。台風は、暴風域を伴い強い勢力を維持したまま東海道沖を西へ進み、29日01時頃に三重県伊勢市付近に上陸した。東海地方を西へ進んだ非常に珍しい台風となった。

愛知県では28日から29日にかけて非常に強い風が吹き、29日は暴風となった所があった。このため、強風による人的被害が発生したほか、広域の停電や鉄道の運休などライフラインや交通機関に大きな影響があった。

34 平成30年8月22日～24日の台風第20号

18日21時にトラック諸島近海で発生した台風第20号は、小笠原諸島の南西海上を発達しながら北西に進み、22日12時に非常に強い勢力となり日本の南を北西に進んだ。23日は、四国の南海上を北上し、強い勢力で暴風域を伴ったまま23日21時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま四国地方および近畿地方を北上し、24日02時に日本海に抜けた後、24日15時に秋田県沖で温帯低気圧に変わった。

三重県では22日夜遅くから雨が降り、24日にかけて大雨となった。降り始めの22日22時から24日20時までの総雨量の多い所は、大台町宮川448.5mm、尾鷲311.0mm、御浜262.0mmの雨を観測した。台風が三重県に接近した24日未明に、尾鷲の最大風速は24日00時31分に南南東の風19.4m/s、最大瞬間風速は24日00時30分に南南東の風36.3m/sを観測した。海上では台風の接近に伴って、波が高くうねりを伴い、23日夜遅くには外海で9mを超え猛烈なしきとなった。このため、人的被害があったほか、鉄道の運休や船舶の欠航、停電など、交通機関やライフラインに影響があった。

35 平成30年9月4日～5日の台風第21号

8月28日09時に南鳥島近海で発生した台風第21号は、マリアナ諸島を発達しながら西に進み、31日09時に猛烈な勢力となった。その後は非常に強い勢力で日本の南海上を北上し、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して4日12時頃に徳島県南部に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま北北東に進み、14時頃に兵庫県神戸市付近に再上陸、15時には若狭湾に達し、日本海沿岸を北上した後、5日09時に間宮海峡で温帯低気圧に変わった。

愛知県では4日から5日にかけて猛烈な風が吹き、4日には県内の広い範囲で暴風となり海上では猛烈なしきとなった。また、台風の北上に伴って流れ込んだ雨雲の影響により大雨となった所があった。このため、強風による人的被害や建物の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域の停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

36 平成30年9月29日～10月1日の台風第24号

9月21日21時にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、フィリピンの東海上を発達しながら西北西に進み、25日00時には猛烈な台風となった。30日は次第に速度を速めながら四国の南海上を北東に進み、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して、30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

愛知県では、台風が強い勢力のまま愛知県西部を通過したため、豊橋で最大風速27.1m/sを観測し2005年の統計開始以来1位の記録的な暴風となった。最大瞬間風速は38.1m/sで2008年の統計開始以来2位であった。また、台風本体の雨雲がかかった30日夜を中心に東三河北部では一時的に猛烈な雨が降った所があった。このため、強風による人的被害や建物等の被害が発生したほか、鉄道の運休や航空機・船舶の欠航、広域および長時間にわたる停電など、交通障害やライフラインへの大きな影響があった。

S1-04 愛知県に被害のあった過去の主な地震

発生年	地震名	タイプ	マグニチュード	県内震度	被害状況
1498	明応地震	海溝型	8.6	不明	津波に襲われた区域は、紀伊半島から房総半島において、三重・静岡県（伊勢・志摩・遠江）沿岸では、大津波により大災害をこうむった。愛知県内の被害は不明。
1586	天正地震	内陸型	7.9	不明	近畿から東海道にかけて大地震。家屋の全半壊400戸、死傷者多数。愛知県内については、地震後、飢饉がおこり、疫死者が多くてた。
1707	宝永地震	海溝型	8.4	不明	死者、建物倒壊、堤防破損とともに多く、渥美半島では津波の被害が大きかった。
1854	安政地震	海溝型	8.4	不明	三河湾の沿岸に津波が来襲し被害をうけた。死者約30人、家屋倒壊約1,000戸。
1891	濃尾地震	内陸型	8.4	不明	尾張地方に甚大な被害をもたらした。濃尾平野の広範囲で液状化現象がみられた。死者2,459人。住宅全半壊58,462戸。
1944	東南海地震	海溝型	7.9	V	主として三河湾沿岸と、伊勢湾沿岸で、一般に埋め立て地や沖積層の地帶で被害が大きかった。被害の詳細は戦時中のため不明。
1945	三河地震	内陸型	6.8	IV	西三河地方の矢作川下流域を中心に被害が大きかった。死者1,961人、住家全半壊16,881戸。

(出典：愛知県地域防災計画)

S1-05 近年発生した主な地震

発生年月日	震央地名 ・地震名	マグニチュード	最大震度	津波	人的被害 (人)	物的被害(住家) (棟)
2000. 10. 6	鳥取県西部 平成12年 鳥取県西部地震	7. 3	6弱		負傷者 182	全壊 435 半壊 3, 101
2001. 3. 24	安芸灘 平成13年 芸予地震	6. 7	6弱		死者 2 負傷者 288	全壊 70 半壊 774
2003. 9. 26	釧路沖 (十勝沖) 平成15年 十勝沖地震	8. 0	6弱	255cm	死者 1 不明者 1 負傷者 849	全壊 116 半壊 368
2004. 10. 23	新潟県中越地方 平成16年 新潟県中越地震	6. 8	7		死者 68 負傷者 4, 805	全壊 3, 175 半壊 13, 810
2007. 3. 25	能登半島沖 平成19年 能登半島地震	6. 9	6強	22cm	死者 1 負傷者 356	全壊 686 半壊 1, 740
2007. 7. 16	新潟県上中越沖 平成19年 新潟県中越沖地震	6. 8	6強	32cm	死者 15 負傷者 2, 346	全壊 1, 331 半壊 5, 710 一部破損 37, 633
2008. 6. 14	岩手県内陸南部 平成20年 岩手・宮城内陸地震	7. 2	6強		死者 17 不明者 6 負傷者 426	全壊 30 半壊 146
2011. 3. 11	三陸沖 平成23年 東北地方太平洋沖地震	9. 0	7	9. 3m 以上	死者 19, 667 不明者 2, 566 負傷者 6, 231	全壊 121, 783 半壊 280, 965 一部破壊 745, 162
2016. 4. 14	熊本県熊本地方など 平成28年 熊本地震	7. 3	7		死者 272 負傷者 2, 808	全壊 8, 668 半壊 34, 720 一部破壊 162, 562
2018. 6. 18	大阪府北部	6. 1	6弱		死者 6 負傷者 443	全壊 18 半壊 517 一部破壊 57, 787
2018. 9. 6	胆振地方中東部 平成30年 北海道胆振東部地震	6. 7	7		死者 41 負傷者 749	全壊 415 半壊 1, 346 一部破壊 8, 607

(出典 : 気象庁ホームページ)

S2-01 防災訓練の種類・内容

【基礎訓練】

水防訓練	<input type="checkbox"/> 水防管理団体が、水防計画に基づき実施 <input type="checkbox"/> 地域の河川状況を勘案したものとする <input type="checkbox"/> 必要に応じて、広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合する等、防災関係機関が合同で実施 <input type="checkbox"/> 実施時期：出水期を前に、最も訓練効果のある時期 <input type="checkbox"/> 実施地域：河川の危険地域等、洪水のおそれのある地域
消防訓練	<input type="checkbox"/> 町が、消防計画に基づいて実施 <input type="checkbox"/> 必要に応じて、大火災を想定し、丹羽広域事務組合消防本部、近隣市町村等と合同で実施
避難・救助訓練	<input type="checkbox"/> 町及びその他防災関係機関が、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は独自で実施 <input type="checkbox"/> 学校、病院、社会福祉施設、工場、事業所、大型店舗等では、収容者・利用者等の人命保護のため、特に避難について、施設を整備し実施する <input type="checkbox"/> 自主防災会、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底する
通信訓練	<input type="checkbox"/> 町及び防災関係機関が、非常通信協議会等の協力を得て、各種被害を想定 <input type="checkbox"/> 各機関で災害時における情報の収集・伝達要領の訓練を実施
非常招集訓練	<input type="checkbox"/> 町及び防災関係機関が、各種災害を想定し、必要に応じて実施 <input type="checkbox"/> 勤務時間外における職員、消防団、水防団等の円滑な参集、非常配備を万全とするために実施する

【大規模災害の発生に備えた総合的な防災訓練】

- 各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同して、同一想定に基づき、総合的な訓練を実施する
- 実施時期：災害発生が予想される前の、訓練効果のある時期
- 実施場所：災害のおそれのある地域、又は、訓練効果のある適当な場所
- 実施方法：防災関係機関及び地元住民・事業所が一体となって、実践的な内容の災害応急対策を実施



ボランティア団体にも参加を求める

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場指揮本部訓練 ・ 避難の機能確保訓練 ・ ボランティアの受入体制訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常配備員の参集訓練 ・ 情報の伝達、広報の訓練 ・ 地震防災応急対策の訓練 |
|--|--|

【自主防災会等の実施する防災訓練の指導協力】

- 訓練計画遂行上の必要な指導助言を行い、積極的に協力する

【防災訓練に伴う交通整理】

- 江南警察署は、災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、交通規制を実施

【訓練の検証】

- 町は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずる

S2-02 啓発の内容

風水害

- 災害に関する基礎知識
- 正確な情報の入手
- 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- 警報等や避難指示等の意味と内容
- 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- 避難生活に関する知識
- 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- 応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容

地震

- 地震に関する基礎知識
- 東海地震の予知に関する知識
- 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容
- 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 県内の活断層や活断層地震への対策に関する知識
- 予想される地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識
- 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 正確な情報の入手
- 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- 警報等や避難勧告等の意味と内容
- 緊急地震速報等発表時や避難勧告等の発令時にとるべき行動
- 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- 避難生活に関する知識
- 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- 応急手当法の紹介・平素から住民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、家具等の転倒防止、出火防止、ブロック塀の転倒防止等の対策の内容
- 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

S2-03 広報の内容

- 防災に関する一般的知識
- 気象情報に関する知識
- 避難の方法及び場所
- 災害危険箇所
- 過去の災害事例
- 平常時・警戒宣言発令時・災害発生時・緊急地震速報の利用の心得に関する事項
- 自主防災会の意義

S2-04 学校における地震防災教育の内容

教科指導	<input type="checkbox"/> 教科課程の中で、地震の種類、原因、実態及びその対策等、地震関係の事項を取り上げ、習得させる
震災訓練	<input type="checkbox"/> 学校行事の中で、学校、家庭、地域等における地震の実践活動、避難行動等について習得させる
課外活動における教育	<input type="checkbox"/> 防災関係機関、防災施設、地震展等の防災関係の催について見学会を行う

S2-05 自動車運転者に対する地震教育の内容

【警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における交通規制の内容】

- 車の安全及び消防自動車・救急車など緊急車両の交通を確保するため、警察官が交通規制を行っているときはその指示に従う
- 交通規制を行っていないときは、交通情報や火災情報など混乱している道路や危険な方向を避ける

【警戒宣言が発せられた場合又は地震発生時における運転者のとるべき措置】

- 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止すること
- 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること
- 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること
- 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと
- やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- 駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

S2-06 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

本取組指針に關係する災害対策基本法の規定は以下のとおりである。

(なお、同法の施行期日は公布の日（平成 25 年 6 月 21 日）であるが、避難行動要支援者名簿に関する同法第 49 条の 10 から第 49 条の 13 までについては、公布の日から 1 年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとしている。)

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがあ

る場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条（略）

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

S2-07 防災上重要施設管理者の留意事項

学校、病院、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

学校	<p><input type="checkbox"/> それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害状況に応じた対応がきるよう、以下の事項を含め、計画を作成する</p> <ul style="list-style-type: none">・避難の場所、経路、時期及び誘導・指示伝達の方法 <p>等</p>
学校・教育行政機関	<p><input type="checkbox"/> 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備え、以下の事項を含め、計画を作成する</p> <ul style="list-style-type: none">・避難地の選定・収容施設の確保及び保健・衛生・給食の実施方法 <p>等</p>
病院	<p><input type="checkbox"/> 患者を他の医療機関、又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、以下の事項を含め、計画を作成する</p> <ul style="list-style-type: none">・収容施設の確保・移送の方法・保健、衛生・入院患者に対する実施方法 <p>等</p>

S2-08 大口町避難所等

施設名	電話	所在地	災害 対策 本部	避 難 所		ヘリポート可能場所 *2			飛行場 外離着 陸場	応急仮 設住宅 候補地	耐震性 貯水槽 (飲料用)			
				構造	収容可能人数	面 積 (m ²)	機種別	幅(m) × 長さ(m)						
					一時 避難所									
大口町役場	95-1111	下小口七丁目 1 5 5	○	鉄筋 3階										
大口南小学校		奈良子三丁目 1 1 6		○ 鉄筋 2階	220	140	○	5,562	小型機	80×70				
大口北小学校		中小口三丁目 2 5 8		○ 鉄筋 2階	310	200	○	14,250	小型機	85×120				
大口西小学校		余野六丁目 4 4 0		○ 鉄筋 2階	180	120	○	8,832	小型機	60×80				
大口中学校		丸一丁目 3 8		○ 鉄筋 2階	370	250	○	11,400	小型機	100×50	○			
大口町屋内運動場		小口字城屋敷 1 2 3		○ 鉄筋 2階	160	110								
大口町民会館	95-6771	丸二丁目 8		○ 鉄筋 2階	200	130								
大口町健康文化 センター	94-0061	伝右一丁目 3 5		○ 鉄筋 5階	490	310								
大口町総合運動場 *1	95-3155	下小口六丁目 1 5 0					○	17,536	大型機	183×101	○			
わかしゃち国体記念 公園		上小口三丁目 1 8 1									○			
秋田グラウンド		秋田二丁目 4 4 番地 1									○			
				7		1,930	2,170	6			1 2 1			

*1 愛知県地域防災計画付属資料 第6輸送・交通関係／1防災活動拠点 地区防災活動拠点より

*2 愛知県地域防災計画付属資料 第6輸送・交通関係／16緊急時ヘリコプター離着陸可能場所／15県防災ヘリコプター 飛行場外離着陸場より

S2-09 防災資機材

品 名		数 量	保管場所	管 理 課
毛 布		750	食 堂 倉 庫	町民安全課
懐 中 電 灯		30	無 線 室	町民安全課
炊き出し釜		4	中 倉 庫	福祉こども課
テ ン ト		17	中 倉 庫6 総合運動場7 東 倉 庫4	福祉こども課 生涯学習課 町民安全課
シ 一 ト		27	中 倉 庫	町民安全課
濾 水 機		3	中 倉 庫	町民安全課
担 架		2	中 倉 庫	町民安全課
トイ レ	下 水 接 続	17	東 倉 庫 北 小 学 校 (下水3)	町民安全課
	簡 易 和 式	15		
	洋 式	45		
可搬式投光器		2	東 倉 庫	町民安全課
自家発電機		2	東 倉 庫	町民安全課
防災ライト		1	東 倉 庫	町民安全課
避難所間仕切り		50	東 倉 庫34 北 小 学 校12 健康文化センター 4	町民安全課 福祉こども課

S2-10 生活必需品の備蓄

物 資	数 量	備 蓄 場 所	備 考
アルファ米	2, 500食	食 堂 倉 庫	3種類(赤飯・白飯・山菜)
缶詰パン	2, 016缶	食 堂 倉 庫	
クラッカー	8, 750食	食 堂 倉 庫	
カロリーメイト	840食	食 堂 倉 庫	
救急箱	16セット	食 堂 倉 庫	
被 服	7, 536枚	食 堂 倉 庫	おむつ等(子ども 4,468枚 大人 1,348枚 女性 1,720枚)
給水用タンク	33個	丹羽広域事務組合 水道部	300ℓ
水袋	5, 700袋	食堂倉庫	6ℓ(手提げ・背負い型)
飲料水の供給	100m ³	大口中学校	耐震性貯水槽
生 活 雜 用 水	200m ³ 200m ³	役場駐車場 河北学供	耐震性貯水槽 耐震性貯水槽

S2-11 重要水防箇所

重 要 水 防 箇 所

水 名	河川名	地 名	左右 岸別	延長 (m)	理由	重要度
庄内川	合瀬川	大口町外坪 (合瀬大橋上下流)	左	30	漏 水	B
庄内川	五条川	大口町豊田一丁目から 堀尾跡一丁目まで	左	1,600	堤防高 不 足	要

(注) 表中、重要度欄のAは、水防上最も重要な区間をいう。

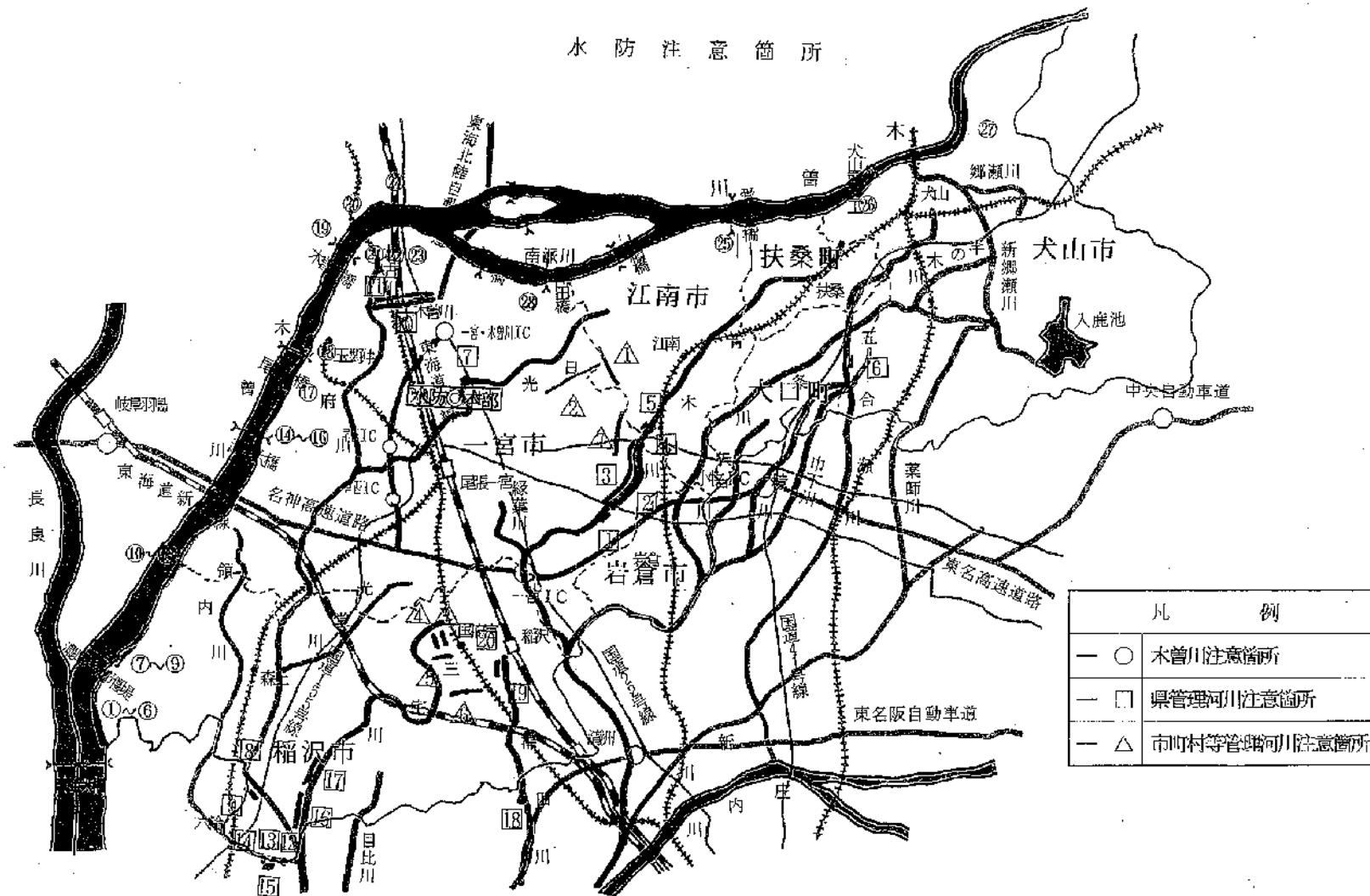
Bは、A区間の次に重要な区間をいう。

Cは、やや重要な区間をいう。

要は、要注意区間をいう。

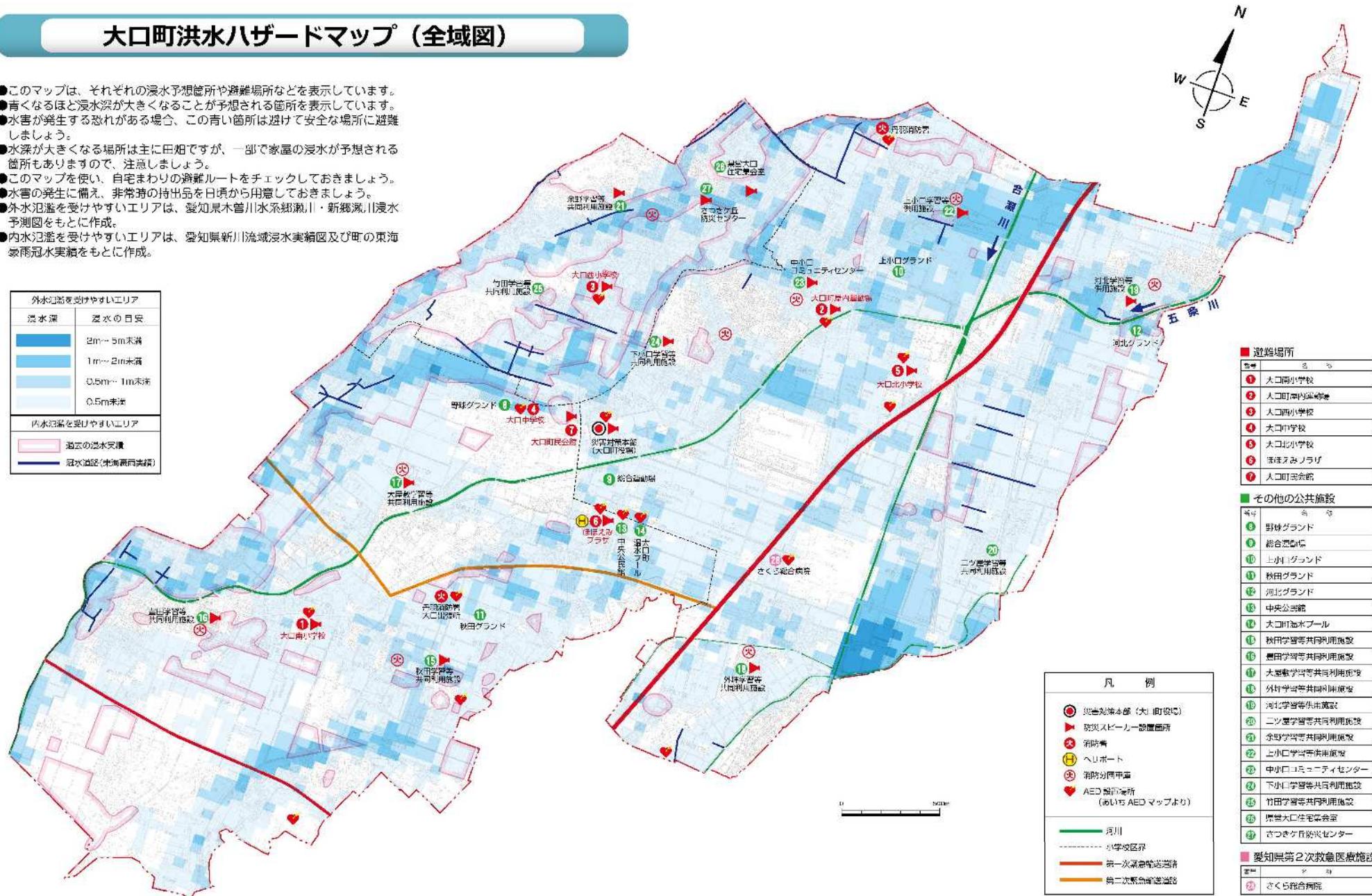
S2-12 水防注意箇所

水防注意箇所



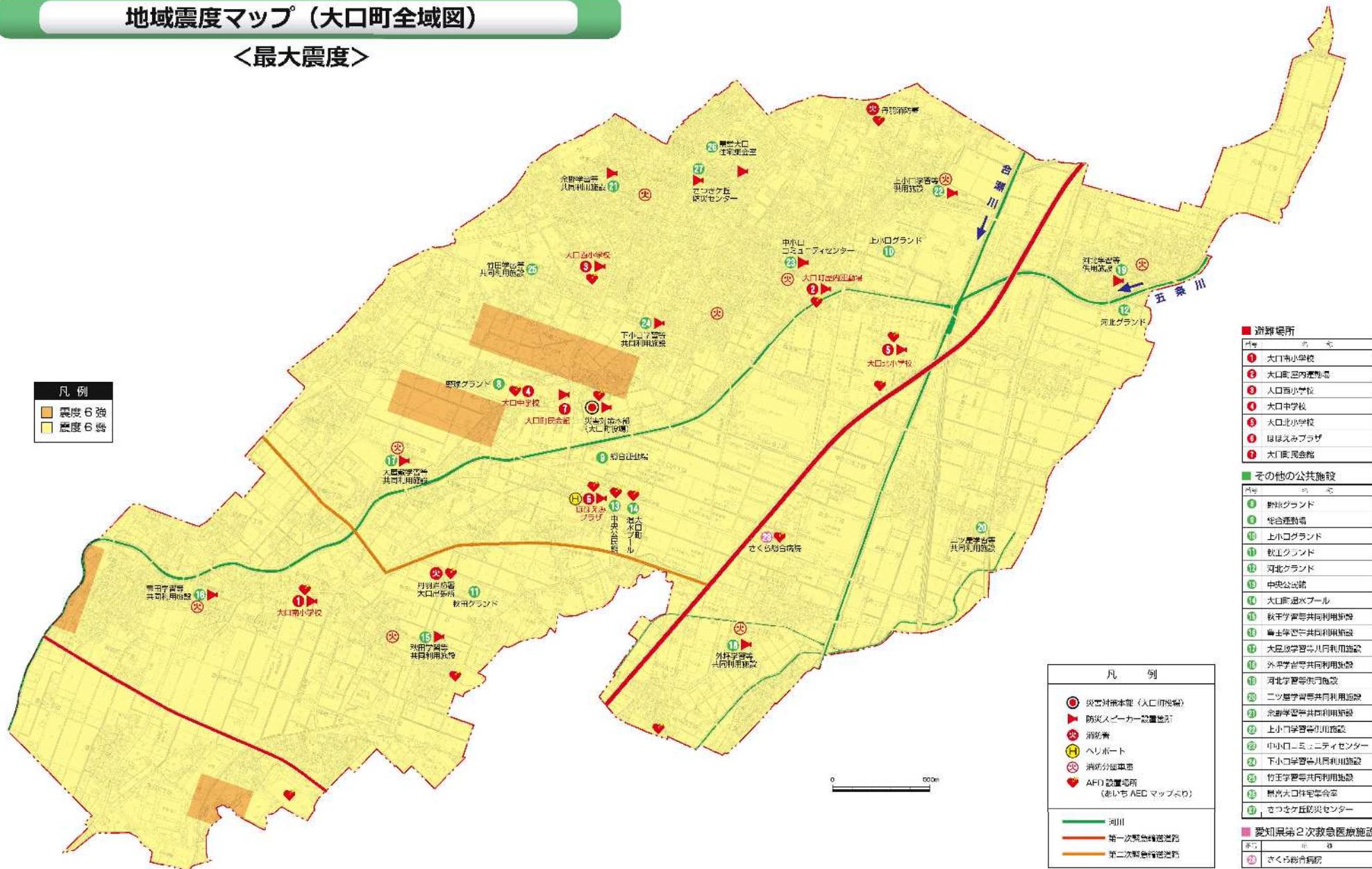
大口町洪水ハザードマップ（全域図）

- このマップは、それぞれの浸水予想箇所や避難場所などを表示しています。
- 青くなるほど浸水深が大きくなることが予想される箇所を表示しています。
- 水害が発生する恐れがある場合、この青い箇所は避けて安全な場所に避難しましょう。
- 水深が大きくなる場所は主に田畠ですが、一部で家屋の浸水が予想される箇所もありますので、注意しましょう。
- このマップを使い、自宅まわりの避難ルートをチェックしておきましょう。
- 水害の発生に備え、非常時の大口町内用紙を用意しておきましょう。
- 外水氾濫を受けやすいエリアは、愛知県木曽川水系鶴瀬川・新郷瀬川浸水予測図をもとに作成。
- 内水氾濫を受けやすいエリアは、愛知県新川流域浸水実績図及び町の東海豪雨冠水実績をもとに作成。

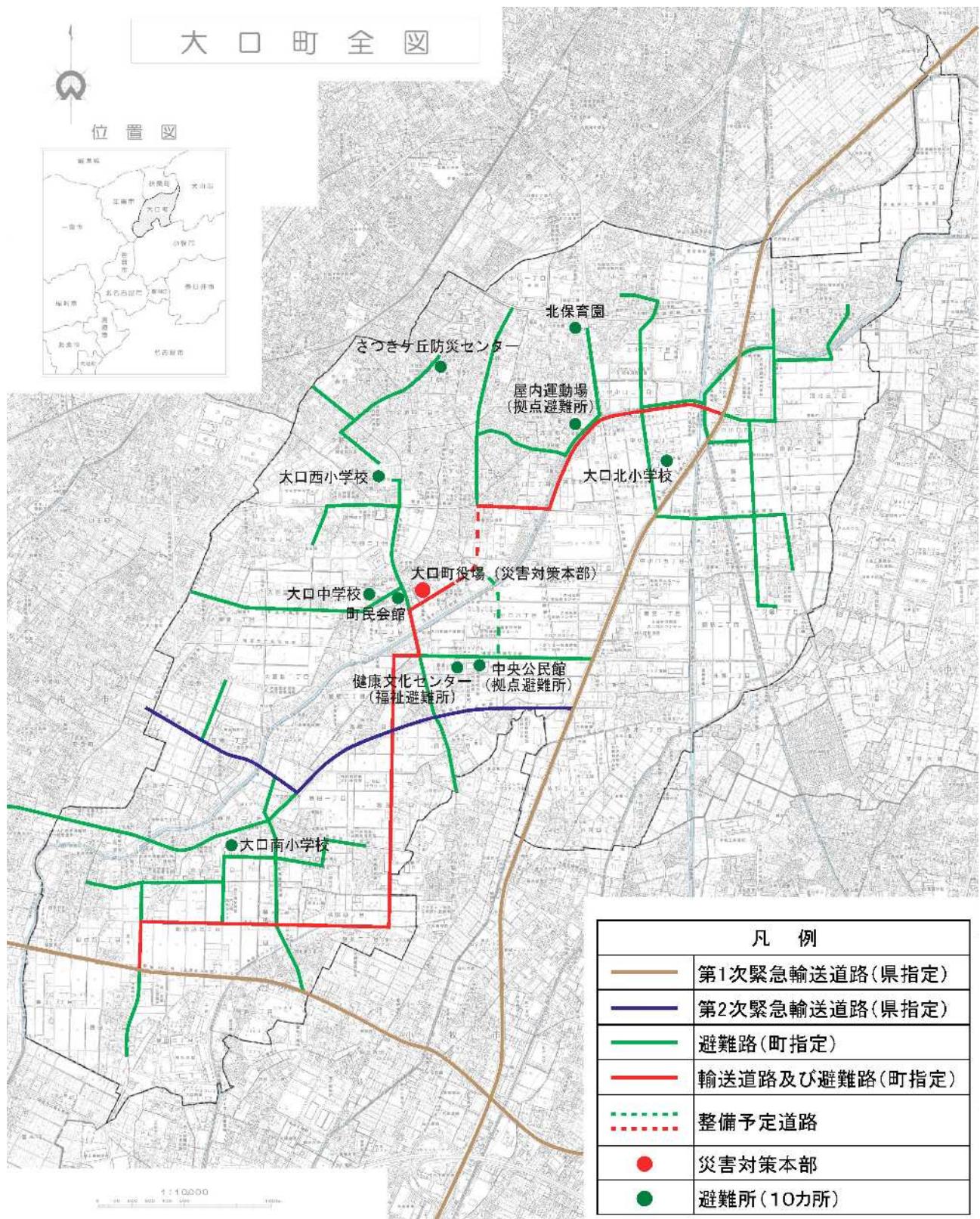


地域震度マップ（大口町全域図）

<最大震度>



S2-15 通行を確保すべき道路



凡 例	
	第1次緊急輸送道路(県指定)
	第2次緊急輸送道路(県指定)
	避難路(町指定)
	輸送道路及び避難路(町指定)
	整備予定道路
	災害対策本部
	避難所(10カ所)

S2-16 応急復旧体制の整備

- 関係官庁、社団法人日本ガス協会等との非常時の連絡体制の整備、強化
- 復旧動員体制（工事会社を含む。）の整備、強化
- 復旧を迅速に行うための、低圧導管の地区別ブロックの維持
- 復旧用資機材、飲料水、食料等、備蓄又は調達体制の整備
- 教育、訓練の充実
- 需要家における地震時の処置に関する広報活動の推進
- 警察、消防、報道機関等との連携の強化
- 社団法人日本ガス協会を通じた全国規模の救援隊受入れのため、応急復旧用資機材置場、駐車場、仮設現場事務用地、救援隊員用の宿泊施設、食料、飲料水、その他必要物資、備品等の確保についての調査及び調達体制の整備
- 災害発生時に早期復旧を図るための導管管理図面を整備、及び、迅速な対応が可能となるよう、管理図面についてコンピューターマッピングシステム化等の充実
- 二次災害の防止や需要家の不安の解消を迅速に行い、また、復旧作業の円滑な推進を図るための広報マニュアルの整備の推進

S2-17 防災体制の内容

□ 設備の耐震対策

- ・建物、鉄塔の耐震対策
- ・通信機器設備の固定、補強等

□ 防火、防水対策

- ・防火シャッター、防火扉、防火壁の整備
- ・防水扉、防潮板の設置
- ・下水管、ビル内のマンホール、洞道からの浸水防止
- ・爆発性危険物の保管方法、整備及び取扱方法の徹底

□ 通信網の整備

- ・伝送路の多ルート化
- ・大都市における洞道網の建設促進及び整備

□ 各種災害対策機器の整備

- ・孤立防止用衛星電話機の配備
- ・可搬型無線機の配備
- ・非常用移動電話交換装置及び電源装置の配備
- ・舟艇の配備
- ・防災用資機材の配備

□ 防災に関する訓練

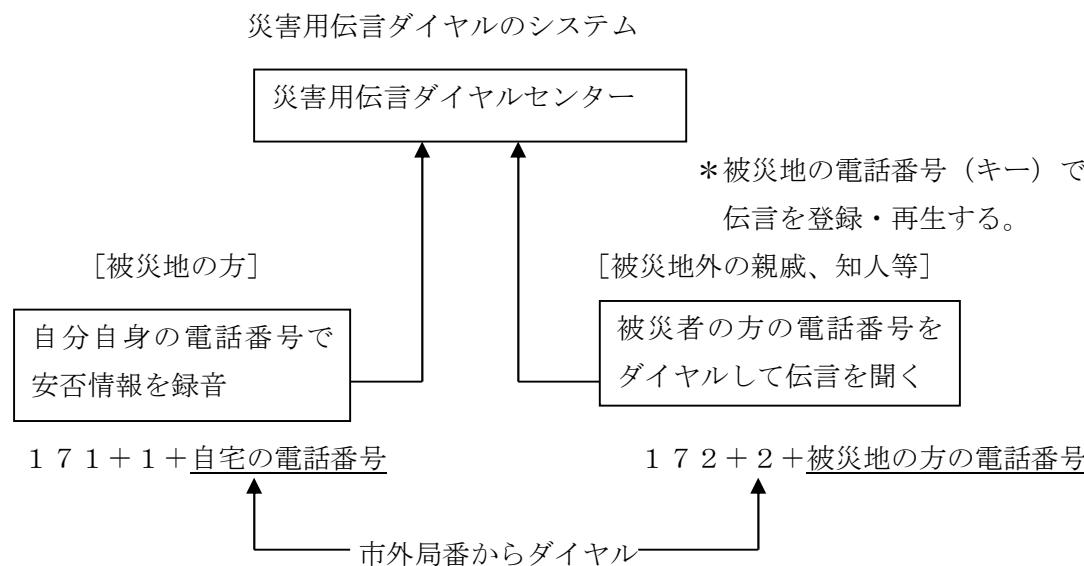
- ・災害予防及び警報伝達の訓練
- ・災害時における通信の疎通訓練
- ・設備の災害応急復旧訓練
- ・社員の非常招集の訓練

□ 長時間商用電力供給停止による通信リソース停止対策の見直し

- ・蓄電池、発電装置系の耐震対策を強化

S2-18 災害用伝言ダイヤルのシステム

- 被災者の安否確認を直接電話で行わず、全国50か所に配置された災害用伝言ダイヤルセンターを経由して行うことにより、輻輳を緩和するサービス
- 震度6弱以上の地震が発生した場合は直ちに、また、警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するとともに、報道機関への連絡等を行う。
- 必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前からも実施する。



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時にNTTが県単位に指定する。）
利 用 可 能 電 話	NTTの一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）
伝 言 蓄 積 数	1電話番号当たり1～10伝言
伝 言 録 音 時 間	1伝言30秒以内
伝 言 保 存 期 間	登録後2日間（48時間）
伝 言 の 消 去	保存期間経過時に自動消去
利 用 料 金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録再生とも必要）
暗 証 番 号 付 き 伝 言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

S2-19 専門通信確保にあたっての留意点

□ 耐震性の強化

- ・局舎、装置等について、耐震性の強化に努める

□ 伝送路の強化

- ・通信機能を確保するため、バックアップ回路の設定、ルートの二重化等を促進する

□ 装置、器材の充実

- ・予備電源、移動無線、可搬型無線機、携帯電話等の資機材の充実整備を図り、災害に備える

□ 定期的な点検の実施

- ・常時使用可能とするため、施設、装置の定期的な保守点検を実施する

□ 防災訓練等の実施

- ・通信の重要性を認識し、平素から関係者による休日や夜間における防災訓練を実施して、機能の確保及び通信設備の習熟に努める

□ 移動系無線局の配備

- ・町及び防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、地震に強い移動形無線局の効果的活用に努めるものとする

S2-20 指定文化財一覧

区分	類別	指定年月日	名 称
国指定	工芸	昭 25. 8.29	刀（無銘伝守利）
県指定	彫刻	昭 34. 1.16	鎔鉄地蔵菩薩立像
	工芸	昭 37. 3.10	狛犬（一対）
	工芸	昭 44. 6.23	銅造千体地蔵尊附聖徳太子像
町指定	史跡	昭 35. 6. 8	白山古墳群
	史跡	昭 35. 6. 8	善光寺塚古墳
	史跡	昭 35. 6. 8	桜塚古墳
	史跡	昭 35. 6. 8	大日塚古墳
	考古	昭 42. 5.16	乳文鏡
	工芸	昭 42. 5.16	大鈴
	工芸	昭 42. 5.16	鰐口
	彫刻	昭 43. 9.10	聖觀音坐像
	彫刻	昭 43. 9.10	釈迦如來立像
	彫刻	昭 43. 9.10	薬師如來坐像
	考古	昭 46. 8.25	石棒
	考古	昭 46. 8.25	石棒
	考古	昭 48.10. 5	北替地遺跡出土の土器
	考古	昭 48.10. 5	四神二獸鏡
	考古	昭 48.10. 5	石劍
	史跡	昭 48.10. 5	堀尾氏邸宅跡
	建造物	昭 48.10. 5	徳林寺中門
指定	考古	昭 50. 6. 2	有舌尖頭器
	考古	昭 50. 6. 2	有舌尖頭器
	考古	昭 50. 6. 2	有舌尖頭器
	考古	昭 50. 6. 2	壺形土器
	考古	昭 50. 6. 2	西山神遺跡出土の石器
	民俗	昭 50. 6. 2	湯の花の神事
	考古	昭 51. 3.10	地蔵堂遺跡出土の石器
	考古	昭 51. 3.10	下林遺跡出土の土器
	考古	昭 51. 3.10	石棒
	考古	昭 51. 3.10	大御堂遺跡出土の土器片
	考古	昭 51. 3.10	清水遺跡出土の土器
	考古	昭 51. 3.10	磨製石斧
	天然記念物	昭 51. 8.10	マメナシ
	考古	昭 51. 8.25	いわき塚古墳出土の副葬品
	考古	昭 51. 8.25	飾把手付坏

区分	類別	指定年月日	名 称
	考 古	昭 51. 8. 25	白木遺跡出土の土器
	天然記念物	昭 52. 8. 7	山 柿
	考 古	昭 52. 8. 7	向江遺跡出土の土器と石斧
	考 古	昭 52. 8. 7	弥生系小型仿製鏡
	彫 刻	昭 54. 2. 26	木 仏 尊 像
	考 古	昭 54. 2. 26	曲 玉 ・ 管 玉
	天然記念物	昭 54. 2. 26	山 茶 花
	建造物	昭 60. 1. 16	徳 林 寺 山 門
	考 古	昭 60. 1. 16	広縁宮廷式土器・無頸脚付土器
	史 跡	昭 60. 1. 31	仁 所 野 遺 跡
		昭 60. 12. 14	しょうねん塚古墳
	建造物	平 10. 3. 30	八 鍔 社 护 殿
	民 俗	平 17. 4. 26	虫 送 り
	彫 刻	平 20. 11. 28	獅 子 狒 犬
	彫 刻	平 21. 12. 25	不 動 明 王 立 像

S2-21 大口町消防団保有消防力

分団名	車両名	登録番号	車名	登録年月日	形式等
秋田分団	積載車	尾張小牧830 た11-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
豊田分団	積載車	尾張小牧830 さ21-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
大屋敷分団	積載車	尾張小牧830 す31-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
外坪分団	積載車	尾張小牧88 さ89-50	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
河北分団	積載車	尾張小牧88 さ89-46	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
余野分団	積載車	尾張小牧88 さ89-51	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
上小口分団	積載車	尾張小牧830 さ71-19	日産	H22.3.23	CBF-SQ2F24
中小口分団	積載車	尾張小牧88 さ89-48	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
下小口分団	積載車	尾張小牧88 さ89-47	トヨタ	H7.10.6	GB-YY101 改
ホバークラフト					

S2-22 雨量観測施設、風向・風速観測施設

区分	設置場所	備考
雨量観測所	大口町下小口七丁目155番地 (大口町役場)	愛知県高度通信ネットワーク
	大口町上小口一丁目624番地 (丹羽広域事務組合消防本部)	庄内川系丹羽広域事務組合観測所
風向・風速観測所	大口町上小口一丁目624番地 (丹羽広域事務組合消防本部)	

S2-23 消防水利設置状況

平成24年2月現在

消火栓	169	南管区	58	
		中管区	80	
		北管区	31	
防火水槽 (公設)	116	南管区	39	
		中管区	48	
		北管区	28	
		耐震性貯水槽	1	飲料用

防火水槽内訳 (公設116・私設53)

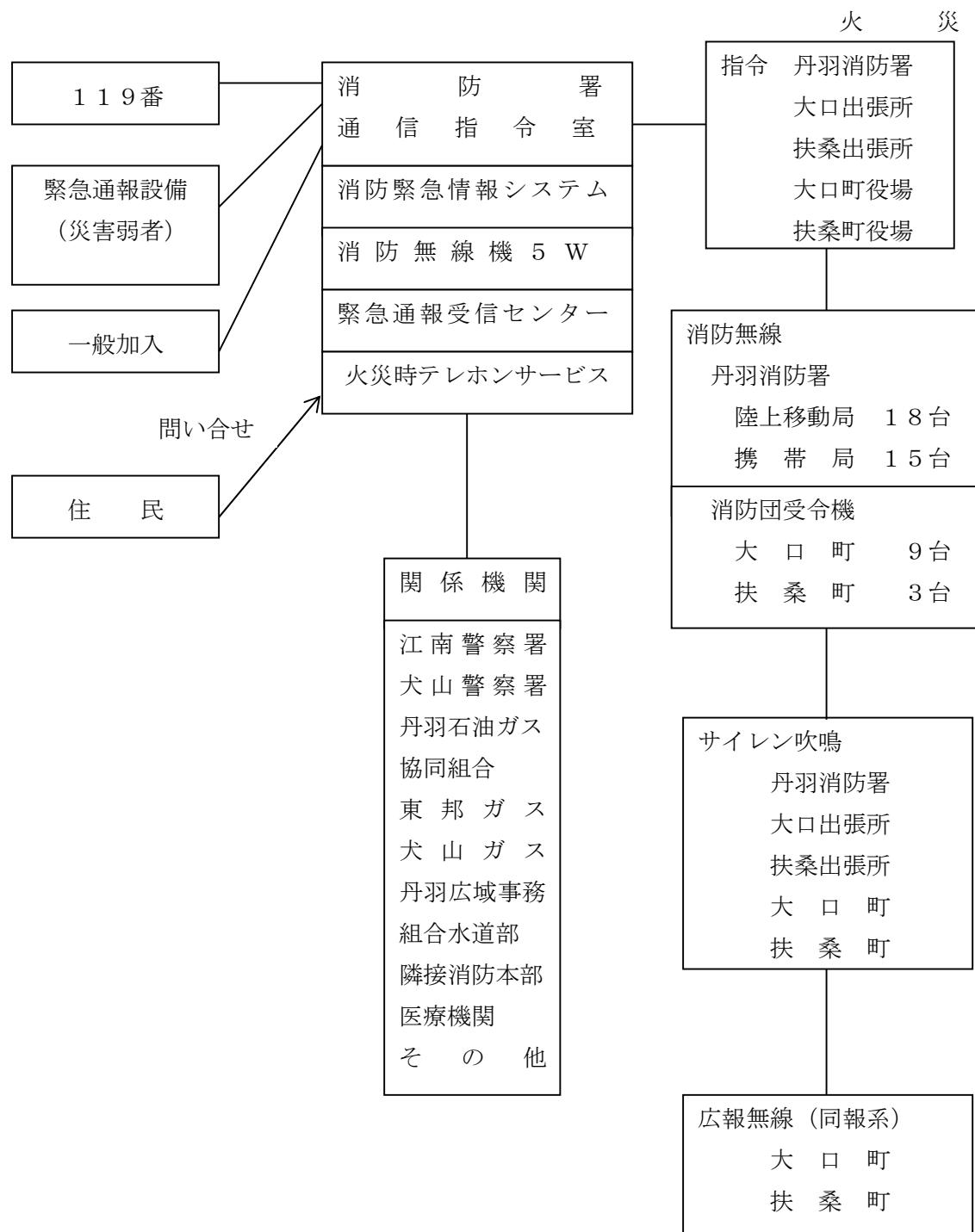
m ³	20~40	40~60	60~100	100~	計
一般	7	145	9	5	166
飲料用				1	1
計	7	145	9	7	167

耐震性貯水槽 (飲料用)

設置場所 大口中学校に設置

容 量 100m³ (一人一日3ℓとして3万3千人分)

S2-24 丹羽広域事務組合消防本部通信系統図



S3-01 気象予警報等の種類と発表基準

種類		基準等	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
	高潮		高潮になると予想される場合
	波浪		高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨 (浸水害)	表面雨量指基準	22
	(土砂災害)	土壤雨量指基準	—
	洪水	流域雨量指基準	五条川流域=17.6
		複合基準*	五条川流域=(10, 15.8)
		指定河川洪水予報による基準	木曽川中流 [犬山]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指基準	13
		土壤雨量指基準	116
	洪水	流域雨量指基準	五条川流域=14
		複合基準	五条川流域=(10, 11.2)
		指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%、実効湿度 60%	
	なだれ		
	低温	冬期：最低気温 -4°C 以下	
	霜	晩霜期に最低気温 3°C 以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

* (表面雨量指基準、流域雨量指基準) の組み合わせによる基準値を表す。

S3-02 避難の勧告・指示等

ア 避難勧告・避難指示（緊急）

- 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。
- その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果又は地震等に伴い、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きの指示等を行います。
- 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。
- また、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- また、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。

イ 避難準備・高齢者等避難開始

- 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。
- 必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて緊急避難場所・避難所を開設する。

ウ 屋内安全確保

- 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。

エ 対象地域の設定

- 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難勧告等の伝達

- 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 事前の情報提供

- 避難勧告等の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。
- 特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

S3-03 災害時優先電話一覧（一般非公開）

	施設名	電話番号 0587	備考
1	大口町健康文化センター	94-0050	
2	大口町民会館	95-6771	
3	大口南小学校	95-2831	
4	大口北小学校	95-2389	
5	大口西小学校	95-2178	
6	大口中学校	95-6144	
7	大口町中央公民館(学校教育課)	95-4446	
8	大口南保育園	95-2714	
9	大口北保育園	95-3621	
10	大口中保育園	95-2862	
11	大口西保育園	95-1700	
12	大口町役場	95-5721 95-1966 95-1967 090-3482-8052	切替必要 切替必要

各児童センターは光電話のため設定不可

S3-04 防災行政用無線局配置表

大口町MCA無線

呼出番号	所 管	呼出番号	所 管
1	本部	2 1	避難所大口中学校
2	情報収集部長	2 2	避難所大口南小学校
3	救出救護部長	2 3	避難所大口北小学校
1 1	情報 1	2 4	避難所大口西小学校
1 2	情報 2	2 5	避難所健康文化センター
1 3	情報 3	2 6	避 難 所 町 民 会 館
1 4	情報 4	2 7	避難所大口町屋内運動場
1 5	情報 5		

S3-05 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方もしくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができない、又はこれを利用する事が著しく困難である場合、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については、当該無線局の目的外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- 人命の救助に関するもの。
- 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- 遭難者保護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間の発受するものを含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- 電力施設の修理復旧に関するもの。
- 道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。

イ 非常通信の発受

- 非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関から依頼に応じ発受する。
- 無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊迫の危険又は緊急措置に関する依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

- 非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。
- 依頼する無線局の選定にあたっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者的心得

非常通信を利用する場合、依頼者は被依頼者側において、その通信の取扱が便宜であるよう次の事項を守るよう心がけなければならない。

- 依頼する通信の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。
 - ・電報形式又は文書形式
 - ・通報は何通でも依頼できるが、1通の電報文はなるべく本文 200 字以内
 - ・宛先は、住所、氏名及びわかれれば電話番号をはっきり記載
 - ・本文の末尾に、発信人名を記載

- ・用紙の余白に「非常」と記載し、発信人の住所、氏名及び電話番号を記載
- 通報の配達については、無線局の免許人、着信を予想せられる者、その他関係者が配達に協力し、その配達上適宜の措置を講じなければならない。
- 利用者はあらかじめ通報の宛先を想定し、関係者と協議しておくことが望ましい。
- 非常通報はなるべく無料として取り扱う。
- 通信経路が途中、西日本電信電話株式会社回線を媒介する場合、その他通報の取扱に関し実費額の補償を必要とする場合は、その費用を補償しなければならない。
- 利用する無線局とあらかじめ協議しておく。

S3-06 伝達の対象となる被害と伝達内容

伝達の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況	被害状況・災害対策本部の設置状況・応急対策状況(全般)	F3-03-01～03 によること
人、住家被害等	人的被害	F3-03-04 によること
	避難状況・救護所開設状況	F3-03-05 によること
公共施設被害	河川・海岸・貯水池・ため池等・防砂被害	F3-03-06～07 によること 確定報告は、被害か所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行うものとする。
	港湾及び漁港施設被害	
	道路被害	
	鉄道施設被害	
	電信電話施設被害	
	ガス施設被害	
	水道施設被害	

- 第1報 (様式編 F3-03-01 参照)
 災害発生直後の状況 (様式編 F3-03-02 参照)
 災害発生状況等（速報・確定） (様式編 F3-03-03 参照)
 人的被害 (様式編 F3-03-04 参照)
 避難状況・救護所開設状況 (様式編 F3-03-05 参照)
 公共施設被害 (様式編 F3-03-06 参照)
 道路、橋梁その他公共施設の被害状況調査 (様式編 F3-03-07 参照)
 ※ 被害認定基準 (資料編 S3-23 参照)

S3-07 愛知県災害対策本部尾張方面本部の連絡先

区分		第1非常配備		第2非常配備 (準備体制)		第3非常配備							
勤務時間内	配備場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎4階)		災害対策センター (三の丸庁舎地下2階災害対策室)									
	NTT	庁舎代表		052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211						
		防災	内線	2436、2437		内線	2901、2428						
			直通	052-961-1474		直通	052-973-4595(FAX兼用)						
		消防	内線	2432、2438									
			直通	052-961-1464									
		保安	内線	2433～2435									
			直通	052-961-1519									
	NTTFAX	052-951-9106		直通	052-973-4595(電話兼用)								
	防災行政無線	防災	602-1101、2436、2437		総括班	602-2901							
		消防	602-2432、2438		総務班	602-1100							
		保安	602-2433～2435		情報班	602-1102、2428							
						602-1105、1106							
					緊急物資班	602-2296							
					支援班	602-1107							
					県民相談	602-2211、2271、 2313、2522、2602、2803							
	(FAX)	602-1150		602-1151									
勤務時間外	配備場所	尾張県民事務所 防災保安課 (三の丸庁舎4階)		上記勤務時間内の欄に同じ									
	NTT	庁舎代表	052-961-7211										
		直通	052-961-1474										
	NTTFAX	052-951-9106											
	防災行政無線	602-1101、2436、2437											
	(FAX)	602-1150											

※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。

S3-08 消防庁への連絡先

区分	平常時	夜間・休日時
N T T (F A X)	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線 (F A X)	7527 7537	7782 7789
地域衛星通信ネットワーク (F A X)	T N - 048-500-7527 T N - 048-500-7537	T N - 048-500-7782 T N - 048-500-7789

S3-09 防災活動拠点の区分と要件等

区分	地区防災活動拠点
設置主体	市町村
災害想定の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等
応援の規模	隣接市町村等
役割	被災市町村内の活動拠点
拠点数	市町村で1箇所程度（対象：大口町総合運動場）
要件	面積 1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能
	施設設備 できれば倉庫等

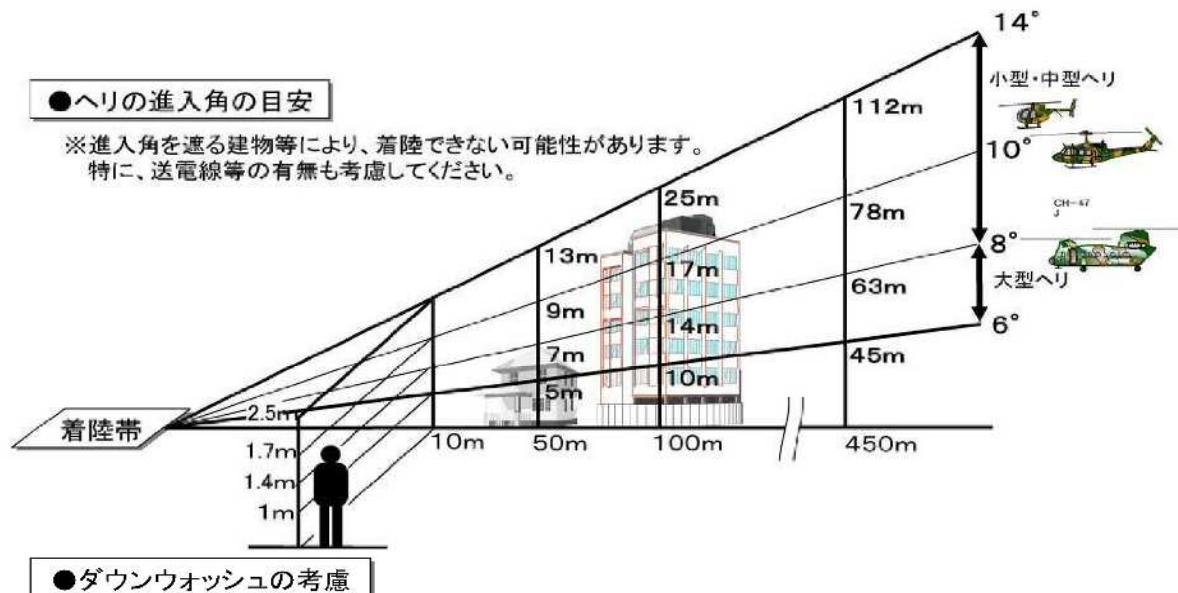
S3-10 南海トラフ地震における広域受援計画に定める防災拠点の種類と機能

分類	機能	主な設置主体
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの	県・市町村
航空機用 救助活動拠点	救助活動拠点のうち、以下に該当する拠点 ①災害応急対策に活用する航空機が駐機、給油できる拠点 ②甚大な津波被害が想定される地域において、大規模な空からの救助活動のために活用が想定されることが予想される拠点	県・市町村
地域内 輸送拠点	広域物資輸送拠点において都道府県が受け入れた国による調達物資を、各市町村に配分する際の受け入れの拠点であり、市町村が設置するもの	市町村

S3-11 自衛隊災害派遣の活動範囲

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを利用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

S3-12 ヘリポート用地の基準

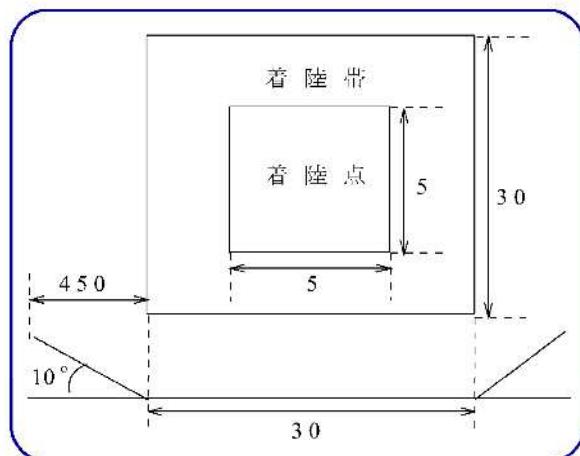


●ダウンウォッシュの考慮

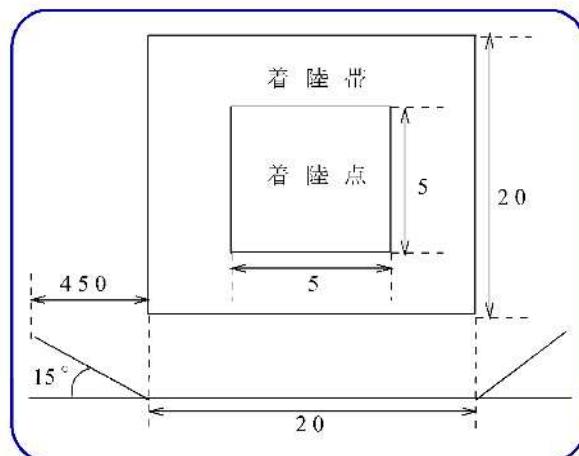
※着陸帯等の諸元は、離着陸のための必要最小限の数値であり、この他、ヘリの離発着時における
ダウンウォッシュ(吹き下ろし流)に注意する必要があります。

- ① 着陸帯の状況：砂塵・小石の巻き上げ
- ② 着陸帯の周辺の状況(離発着経路を含む。):風により飛散・破壊する物の有無

(a - 1) 小型機 (OH - 6) の場合 《標準》

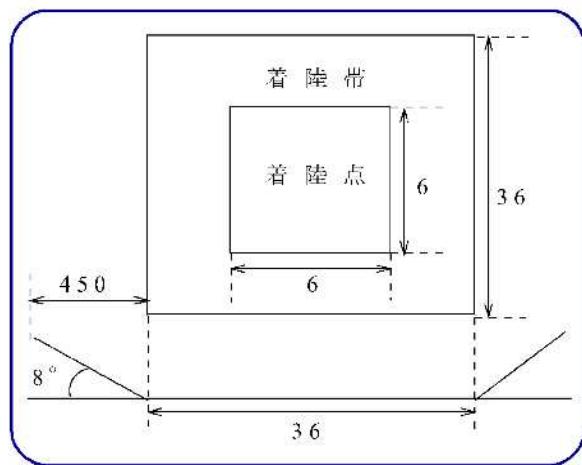


(a - 2) 小型機 (OH - 6) の場合 《応急》

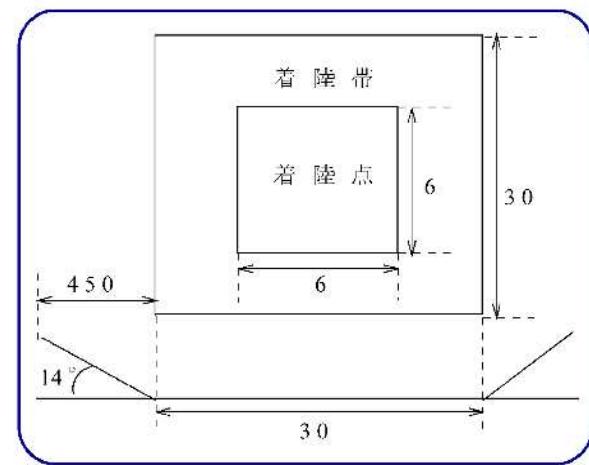


(単位 : m)

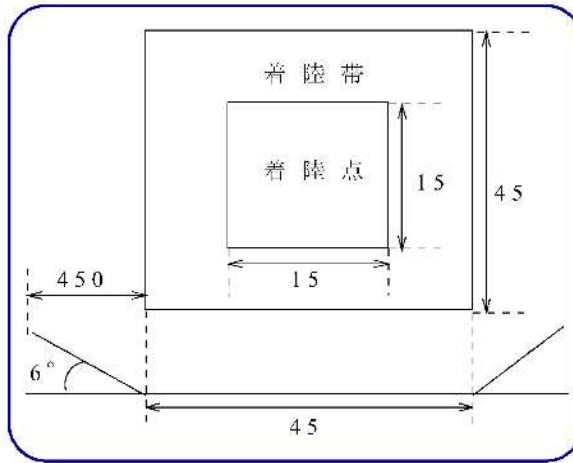
(b - 1) 中小型機 (UH - 1) の場合《標準》



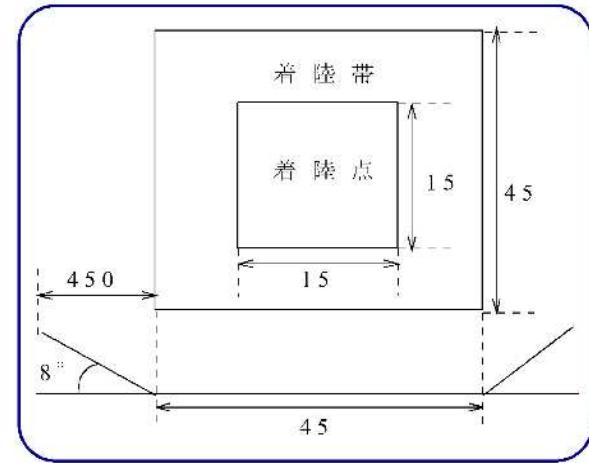
(b - 2) 中小型機 (UH - 1) の場合《応急》



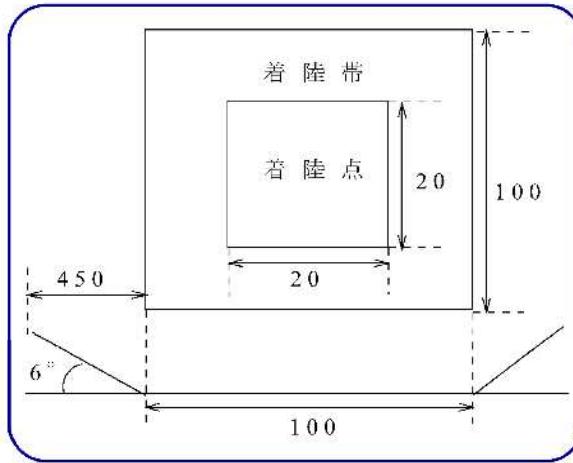
(c - 1) 大型機 (UH - 60J) の場合《標準》



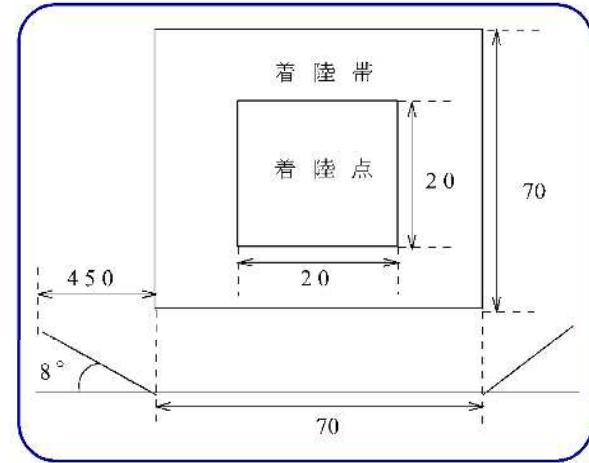
(c - 2) 大型機 (UH - 60J) の場合《応急》



(d - 1) 大型機(CH - 47 及び V - 107)の場合《標準》

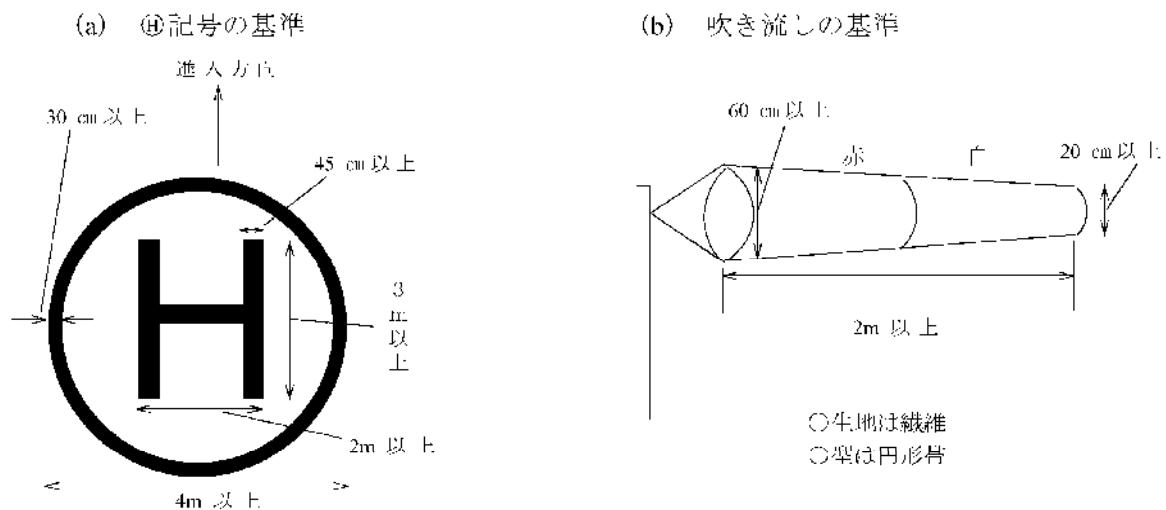


(d - 2) 大型機(CH - 47 及び V - 107)の場合《応急》



(単位 : m)

H記号及び吹流しの基準



○石灰で標示、積雪時は墨汁、塗料等で明瞭に標示。

(注)吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

S3-13 避難に関する留意事項

ア 避難準備

避難の準備について、あらかじめ次の事項を周知徹底する。

- 避難に際して、必ず火気等の始末を完全に行う。
- 大雨又は台風期には、災害に備えて家屋を補強する。
- 事業所等は、浸水その他の被害による油脂等の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- 避難者は、ある程度の食料、飲料水、タオル等の日用品、照明器具及び救急医薬品等を携行する。
- 避難者はできるだけ氏名票を準備する。
- 避難に際しては、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- 貴重品以外の持ち物は持ち出さない。
- 病院、保育園等多数の患者、乳幼児等を収容している施設にあっては、平常時において避難計画を立て、役場、消防署、警察署等との連絡を密にする。

イ 避難の誘導

- 誘導は、町職員、消防職団員及び警察官等が行う。
- できるだけ各自主防災会等の集団避難を行う。
- 高齢者、障がい者、傷病者、妊娠婦、乳幼等の避難を優先する。
- 要配慮者の情報把握について、社会福祉施設、民生員や地域住民と連携して行う。
- 誘導経路について、事前に検討し、その安全を確認する。危険箇所には表示、縄張り等を行い、要所に誘導員を配置する。
- 夜間の避難の場合は、照明を用意し、浸水地等には、必要に応じて舟艇、ロープ等の資材を配置して誘導の安全を期する。

S3-14 保有車両

区分	車名	車番	年式
1号車(クラウン)	トヨタ	尾張小牧 300 ゆ 66-52	平成16年
2号車(プリウス)	トヨタ	尾張小牧 59 み 46-93	平成7年
中型バス	三菱	尾張小牧 200 は 11	平成10年
ワゴン車	トヨタ	尾張小牧 301 た 27-24	平成17年
消防指揮車	トヨタ	尾張小牧 800 セ 27-40	平成24年
消防指令車	ニッサン	尾張小牧 800 サ 97-98	平成13年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 た 50	平成12年
アルト1	スズキ	尾張小牧 40 ま 10-94	平成10年
アルト2	スズキ	尾張小牧 40 む 47-45	平成12年
交通パトロール車	トヨタ	尾張小牧 59 む 9-22	平成7年
日赤救護車	トヨタ	尾張小牧 501 つ 39-77	平成15年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 す 8-30	平成10年
スターレット	トヨタ	尾張小牧 500 そ 79-03	平成10年
スターレット	トヨタ	尾張小牧 500 そ 79-04	平成10年
プロボックス1	トヨタ	尾張小牧 400 て 86-99	平成19年
プロボックス2	トヨタ	尾張小牧 400 と 19-11	平成20年
プリウス	トヨタ	尾張小牧 530 ち 50	平成12年
軽四トラック	スズキ	尾張小牧 40 ゆ 60-80	平成16年
トラック	トヨタ	尾張小牧 400 セ 46-07	平成13年
トラック	トヨタ	尾張小牧 400 て 71-30	平成19年
ハイゼット	ダイハツ	尾張小牧 480 か 40-54	平成22年
ハイゼット	ダイハツ	尾張小牧 480 か 41-15	平成22年
コロナ	トヨタ	尾張小牧 500 つ 62-55	平成11年
ワゴン車	トヨタ	尾張小牧 100 す 93-25	平成19年
軽四トラック	スズキ	尾張小牧 40 ま 10-95	平成10年
エブリイ2	スズキ	尾張小牧 480 え 5-91	平成20年
ヴィッツ	トヨタ	尾張小牧 502 は 29-01	平成23年
プロボックス青パト	トヨタ	尾張小牧 502 は 1-97	平成23年
スクラム	マツダ	尾張小牧 480 き 8-32	平成23年
給食センタートラック1号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-22	平成15年
給食センタートラック2号車	トヨタ	尾張小牧 100 さ 95-23	平成15年
フォークリフト			

S3-15 水防施設設備

倉庫名		大口		
所 在 地		丹羽郡大口町下小口		
対象河川		五条川		
担当分団		大口		
主要機材	杭木 (4~3m) (本)	200	ポリシート (3.6m×1.8m) (枚)	18
	杭木 (2m) (本)	100	縄 (玉)	5
	杭木 (1.5m その他) (本)	200	PPロープ (太) (巻)	9
	鋼管杭 (1.5m) (本)	30	PPロープ (細) (巻)	6
	鉄杭 (1.2m) (本)	200	鉄線 (kg)	80
	ビニール袋 (枚)	10,000	ビニールパイプ (本)	110
	ポリシート (5.4m×7.2m) (枚)	20	ビニール布 (1.5m巾) (m)	100
	ポリシート (3.6m×5.4m) (枚)	14		
主要器具材	たこ槌 (丁)	5	かなづち (丁)	2
	掛矢 (丁)	10	縄通し (本)	6
	シャベル (丁)	40	鉄線切り (丁)	2
	鋸 (丁)	5	シノ (本)	5
	斧 (丁)	5	かけ槌 (本)	2
	ペンチ (丁)	4	鉈 (丁)	2
	一輪車 (台)	2	鎌 (丁)	20
	足場板 (枚)	5	木鉄 (丁)	2
	バリケード (A型) (台)	20	箕 (丁)	5
	カラーコーン (ヘッド・バー) (組)	10	つるはし (丁)	3
救命浮環 (個)		1	ハンマー (丁)	5

S3-16 電力事業者応急対策

大規模災害が発生した場合

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合は、非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・加入電話・衛星通信・移動無線等の施設を利用する。

(3) 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲内に対し、送電遮断の適切な危険防止措置を講ずる。

(4) 要員及び資機材等の確保

発生後、復旧要員及び復旧資機材を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

(5) 広報体制

ア 需要家に対する広報

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報車、テレビ、ラジオ等の広報機関その他を通じて広報する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災関係へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(6) 優先的に復旧する設備、施設

ア 人命にかかる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、警察、ガス、水道、交通、通信などの機関、民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

甚大な大規模災害が発生した場合

大規模災害が発生し、電力供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域への電力の供給を停止して火災、爆発など二次災害防止を図るとともに早期復旧を実施し、更に被災地域以外へは、可能な限り電力の供給を継続する。

S3-17 ガス事業者応急対策

大規模災害が発生した場合

(1) 情報の収集

供給区域内の主要点の地震計情報を速やかに入手し、地震の規模、被害程度を推定するとともに、導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏洩通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て総合的に被害程度を把握する。

(2) ガスの供給停止

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止（個別遮断）を行う。また、建物倒壊、火災発生、地盤崩壊等により被害が集中して発生する地域にあっては低圧ブロック単位での供給停止を行う。

必要に応じて、付近住民に避難するように警告する。

(3) 緊急動員

災害発生後の緊急動員については、各社において災害対策規程等に定める動員体制をとるものとする。

(4) 応急復旧作業

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

- ア 需要家の閉栓の確認
- イ 導管の被害箇所の調査及び修理
- ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理
- エ 需要家の開栓、試点火

(5) 広報活動

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道関係を通じて呼びかける。

甚大な大規模災害が発生した場合

(1) ガス供給停止

各種の被害情報を総合的に判断し、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(2) 救援隊の受入れ

社団法人日本ガス協会に対し、速やかに全国規模での救援隊派遣を要請する。

(3) 応急復旧用資機材置場等の確保

大規模な災害復旧活動のために、復旧用資機材置場や仮設用用地等が必要となるので、関係諸官庁等と連携し、迅速な確保に努める。

S3-18 LP ガス事業者応急対策

大規模災害が発生した場合

(1) 緊急対応措置

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、被害状況の確認と二次被害の発生防止の措置を講じる。

(2) 応急復旧作業

愛知県LPガス災害対策マニュアルに基づき、緊急対応措置の後、応急的な使用のための安全確認をして、可能な限り速やかに使用再開の措置を講じる。

(3) 広報活動

地震後のLPガスによる二次災害防止の措置、使用再開にあたっての注意、設備一斉点検の実施等についてチラシ類の配布及び報道機関等を通じて呼びかける。

甚大な大規模災害が発生した場合

(1) 緊急対応措置

被害状況の確認と二次災害の発生防止に努める。二次災害の恐れがある施設に対しては、使用停止又は容器撤去を行う。

安全確認が完了するまで、容器バルブを閉止してガスの使用を中止するよう消費者に要請する。

(2) 応急復旧

応急復旧は、二次災害の発生防止に万全を期し、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

S3-19 災害救助法の適用基準

(1) 適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- イ 法による救助の安否は市、(区)、町、村単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

- ア 被害世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したときは、災害救助法を適用する。

(ア) 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき

市(区)町村の人口	被害世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000〃
15,000〃	30,000〃
30,000〃	50,000〃
50,000〃	100,000〃
100,000〃	300,000〃
300,000〃	150〃

(イ) 被災世帯数が(ア)の基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市(区)町村の被害世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき

市(区)町村の人口	被害世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000〃
15,000〃	30,000〃
30,000〃	50,000〃
50,000〃	100,000〃
100,000〃	300,000〃
300,000〃	75〃

(ウ) 被害世帯が(ア)又は(イ)の基準に達しないが、県下で被害世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の被害状況が、特に救助を必要とする状態にあったとき。

(エ) 市(区)町村の被害が(ア)(イ)及び(ウ)に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1) 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全焼、全壊、流出等の世帯を基準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって、床上浸水または土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3世帯を持ってそれぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

(2) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例

えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

(3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受ける恐れが生じたときは、厚生労働大臣に協議して災害救助法を適用する。

別表第1条（第5条関係）

救助の種類等		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	救助の期間
収容施設の供与	避難所	<p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人当たり300円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費 イ 冬季（10月から3月まで）の場合別に定める額</p>	避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅には、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であって、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することである。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,387,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同1敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	応急仮設住宅を供する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項の規定による期限内（2年以内）とする。
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。</p>	炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。	炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被害者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。

救助の程度及び方法			救助の期間																																										
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額																																											
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th><th>夏季 (4月から9月まで)</th><th>冬季 (10月から3月まで)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td><td>17,300円</td><td>28,600円</td></tr> <tr> <td>2人世帯</td><td>22,300円</td><td>37,000円</td></tr> <tr> <td>3人世帯</td><td>32,800円</td><td>51,600円</td></tr> <tr> <td>4人世帯</td><td>39,300円</td><td>60,400円</td></tr> <tr> <td>5人世帯</td><td>49,800円</td><td>75,900円</td></tr> <tr> <td>6人世帯以上</td><td>49,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額</td><td>75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th><th>夏季 (4月から9月まで)</th><th>冬季 (10月から3月まで)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td><td>5,600円</td><td>9,100円</td></tr> <tr> <td>2人世帯</td><td>7,600円</td><td>12,000円</td></tr> <tr> <td>3人世帯</td><td>11,400円</td><td>16,900円</td></tr> <tr> <td>4人世帯</td><td>13,800円</td><td>20,000円</td></tr> <tr> <td>5人世帯</td><td>17,500円</td><td>25,400円</td></tr> <tr> <td>6人世帯以上</td><td>17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額</td><td>25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額</td></tr> </tbody> </table> <p>(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯その都度厚生労働大臣に協議して決定する額</p>	季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	17,300円	28,600円	2人世帯	22,300円	37,000円	3人世帯	32,800円	51,600円	4人世帯	39,300円	60,400円	5人世帯	49,800円	75,900円	6人世帯以上	49,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額	75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額	季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)	1人世帯	5,600円	9,100円	2人世帯	7,600円	12,000円	3人世帯	11,400円	16,900円	4人世帯	13,800円	20,000円	5人世帯	17,500円	25,400円	6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																											
1人世帯	17,300円	28,600円																																											
2人世帯	22,300円	37,000円																																											
3人世帯	32,800円	51,600円																																											
4人世帯	39,300円	60,400円																																											
5人世帯	49,800円	75,900円																																											
6人世帯以上	49,600円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,300円を加算した額	75,900円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに10,400円を加算した額																																											
季別 世帯区分	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)																																											
1人世帯	5,600円	9,100円																																											
2人世帯	7,600円	12,000円																																											
3人世帯	11,400円	16,900円																																											
4人世帯	13,800円	20,000円																																											
5人世帯	17,500円	25,400円																																											
6人世帯以上	17,500円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,400円を加算した額	25,400円に、世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,300円を加算した額																																											
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>	医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。																																									

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	<p>含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤及び治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護</p>		
助産	<p>1 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のための助産のみちを失った者に対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 (2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>	<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
災害にかかった者の救出	災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。	災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。</p>	災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり520,000円内とする。	災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であって、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であって、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、1件(1世帯)当たり生業費については30,000円以内、就職支援費については15,000円内とする。なお、貸与の条例は次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子 (3) 担保 連帯保証人1人</p>	生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了するものとする。
学用品の給与	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>(1) 教科書(教科書の発行に関</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費 (2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人当たり 4,100円 中学校生徒1人当たり 4,400円 高等学校等生徒1人当たり 4,800円</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>

救助の程度及び方法			救助の期間
救助の種類等	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
	<p>する臨時措置法(昭和23年法律第123号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であって、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 文房具 (3) 通学用品</p>		
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもって実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。)又は棺材 (2) 火葬又は土葬 (3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12才以上の者 1人当たり 201,000円 満12歳未満の者 1人当たり 160,800円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の捜索	死体の捜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする	死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検索</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり 3,300円 (2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な場合にあっては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額) ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費 イ 既存建物を利用利用することができない場合 1体当たり 5,000円(輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。) (3) 検索のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	
障害物の除去	障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することのできない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり 134,200円以内とする。	障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 遺体の捜索の場合 (7) 死体の処理の場合</p>	応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。

S3-20 応急仮設住宅の建設方法

ア 建設用地の確保

- 応急仮設住宅建設のための用地をあらかじめ確保するため、町の公有地を選定する

イ 建物の規模及び費用

- 災害救助法施行細則に定める基準

- 世帯の構成人数、資材の調達状況等により基準運用が困難な場合、市町村ごとに基準内において調整し、その規模及び費用を追加できる

ウ 建設時期

- 災害発生から 20 日以内に着工

- 大規模災害等の事由により期間内に着工できない場合、事前に厚生労働大臣の承認を受け、必要最小限の期間を延長する

エ 供与期間

- 仮設住宅完成の日から 2 年間

S3-21 障害物の除去

ア 障害物除去の対象住家

- 土石、竹木等が、次のような当面の日常生活に欠くことのできない部分に運び込まれ、日常生活を営むことができない状態にある住家
 - ・居室
 - ・炊事場
 - ・トイレ
 - ・玄関 等

イ 除去の範囲

- 前項のような、当面の日常生活に欠くことのできない部分

ウ 除去の費用

- 災害救助法施行細則に定める範囲内

エ 除去の期間

- 災害発生から 10 日以内に完了する

- 交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去できない場合、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する

オ 除去の方法

- 町担当課が直接実施

- 建築業者、土木業者に請負わせて実施

カ 紹介対象者の範囲

- 住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去が困難な者

キ 他市町村又は県に対する応援要求

- 町が、障害物の除去を自ら行うことが困難な場合、他市町村又は県へ次の応援を要求する。

- ・障害物の除去の実施

- ・除去に要する要員及び資機材

S3-22 被災住宅の応急修理

ア 修理の対象住家

- 住家が半壊又は半焼し、かつ、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家

イ 修理の範囲

- 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分

ウ 修理の費用

- 災害救助法施行細則に定める範囲内

エ 修理の期間

- 災害発生から 1 か月以内に完了

- 交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理が出来ない場合、事前に厚生労働大臣の総意を得て、必要最小限の期間を延長する

オ 修理の方法

- 応急仮設住宅の建設方法に準じ、現物給付で実施

カ 納付対象者の範囲

- 半壊の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、次に該当する者

- ・自らの資力では修理を行うことができない者

- ・災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

S3-23 被害認定基準

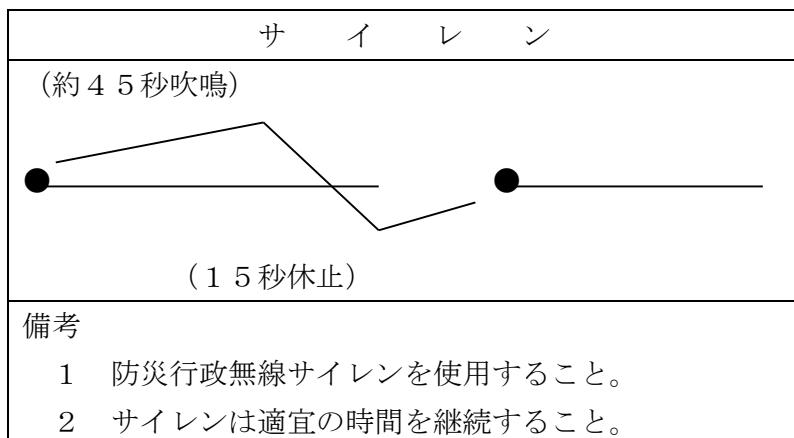
被 害 認 定 基 準

被 害 区 分		認 定 基 準
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したこと が確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重症) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽症) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	(住 家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わ ない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 母屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上する に至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に付着しているものは切半して、それぞれ を母屋の付属建物とみなす。
	(世 带)	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活 の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させ ている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる ものについては、原則として寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）。
害	全壊 (全焼・ 全流出)	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流 失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（「ここでいう「損壊」とは、住家が被害に より損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生ずることにより、補修しなければ元の機能を 復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。」が甚だしく、補修により元通りに 再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分 の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構 成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたも のであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住 家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの とする。）
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が 甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、そ の住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要な構成要素の経済的 被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満 のもの。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のた い積により一時的に居住することができないものとする。

被 害 区 分		認 定 基 準
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稻の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	(通行不能)	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	河 川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
他	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	災害による通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

被 害 区 分		認 定 基 準
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
火災発生	建 物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(第 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道及び公園とする。
その他公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及び他の公共施設の被害を受けた個所数とする。
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害をする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

S5-01 地震防災信号



S5-02 警備活動内容

- ① 警備対策並びに交通対策等の企画、調整及び推進
- ② 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達に対する協力
- ③ 警察広報
- ④ 種情報等の収集及び伝達
- ⑤ 重要施設等の警戒
- ⑥ 交通関係団体の地震防災応急対策等の実施促進
- ⑦ 避難指示又は警告及び避難誘導
- ⑧ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- ⑨ 交通秩序の維持
- ⑩ 他の機関が行う応急対策等に対する協力
- ⑪ 緊急輸送車両の確認
- ⑫ 不法事案の取締り
- ⑬ 混乱防止対策の実施

S5-03 主要道路

路線名	種別	備考
国道41号線	国道（都市計画道路）	第一次緊急輸送道路（県指定）
国道155号線	〃	〃
若宮江南線	県道	第二次緊急輸送道路（県指定）
宮後小牧線	〃	
小口岩倉線	〃	
小口名古屋線	〃	
愛岐南北線	〃	
草井羽黒線	〃	
斎藤羽黒線	〃	
犬山富士線	〃	
柏森大口線	町道	
小口線	〃	
役場前線	〃	
大口桃花台線	〃	
余野線	〃	
豊田岩倉線	〃	

S6-01 避難所における共通理解ルール

この避難所の共通理解ルールは次のとおりです。

避難する方は、守るよう心がけて下さい。

災害対策本部

- 1 この避難所は、地域の防災拠点です。
 - 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、施設の管理者、避難者などの代表からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
 - 委員会は、毎日午前_____時と午後_____時に定例会議を行うことにします。
 - 委員会の運営組織として、総務、名簿、食料、物資、救護、衛生、連絡・広報の運営班を避難者で編成します。
 - 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
 - 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
 - 避難所を退所する時は、委員会に転居先を連絡して下さい。
 - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止し、また、避難者に迷惑がかからないようしてください。
 - 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
 - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
 - 6 食料、物資は、原則として全員に配給できるまでは配給をしません。
 - 食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
 - 特別な事情の場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
 - 配給は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は、_____室で対処します。
 - 7 消灯は、夜_____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
 - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のため点灯したままとします。
 - 8 放送は、夜_____時で終了します。
 - 9 電話は、午前_____時から夜_____時まで、受信のみを行います。
 - 放送により呼び出しを行い、伝言を行います。
 - 公衆電話は、緊急用とします。
 - 10 トイレの清掃は、朝_____時、午後_____時、午後_____時に、避難者が交替で行うことにします。
 - 清掃時間は、放送を行います。
 - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流して下さい。
 - 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は厳禁とします。
 - 12 ゴミは、分別して指定された場所に出して下さい。
 - 13 各種伝達情報は、避難所の掲示板に貼り出します。
 - 14 屋外の避難者で組を編成し、代表を選出して下さい。
 - 15 屋外避難者の皆さんも上記のルールを守って下さい。
- 避難者のみなさんは、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加して下さい。

※点線部は、任意に設定する。

※避難所設置後、このルールを速やかに掲示する。

S6-02 避難所運営委員会運営規約（案）

避難所運営委員会運営規約（案）

（目的）

第1 自主的に円滑な避難所の運営が行われることを目的として、_____ 避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（構成員）

第2 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- 一 避難者で編成する「（避難者）組」の代表者
- 二 行政担当者
- 三 施設管理者
- 四 避難所で具体的な業務を運営する班の代表者

2 前項の規定にかかわらず、（避難者）組の代表者数が多い場合には、互選により委員会への出席者を選ぶことができる。

3 委員会で承認されたときは、自治会、町内会などの役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーは、委員会に出席し意見を述べることができる。

（廃止）

第3 委員会は、電気、水道などライフラインの復旧時を目処とする避難所閉鎖の日に、廃止する。

（任務）

第4 委員会は、避難所の運営に必要な事項を協議する。

2 委員会は、毎日、午前_____時と午後_____時に定例会議を行うこととする。

3 委員会は、具体的な業務を執行するために、避難者で編成する総務班、名簿班、食料班、物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班及び必要となる班を設置する。

4 各運営班の班長は、第2条1項に基づき、委員会に出席する。

（役員）

第5 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長_____名を置く。

2 会長は委員会の業務を総括し、副会長は会長を補佐する。

（総務班の業務）

第6 総務班は、主として災害対策本部との連絡、避難所の管理、ボランティアの受入れ、マスコミ対応に関することを行う。

2 総務班は、避難所内の秩序維持に努める。

3 総務班は、避難所の消灯を午後_____時に行う。ただし、体育館などは照明を落とすだけとし、廊下、職員室など管理のために必要な部屋は消灯しない。

4 総務班は、避難者の退所状況などを踏まえ、避難部屋の移動を定期的に行う。

5 総務班は、委員会の事務局を勤める。

（名簿班の業務）

第7 名簿班は、避難者の名簿の作成、管理に関するなどを行う。

2 名簿は、避難者の世帯ごとに作成する。

3 名簿班は、近隣の在宅被災者についても把握に努める。

（食料班の業務）

第8 食料班は、避難所の救援食料の配給に関するなどを行う。

2 食料班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行う。

3 食料は、（避難者）組ごとに配付する。

4 食料班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく食料を配給する。

（物資班の業務）

第9 物資班は、避難所の物資の配給に関するなどを行う。

2 物資班は、公平性の確保に最大限配慮して配給を行う。ただし、どうしても配給する場合は、委員会の理解と協力を得てから行うこととし、特別なニーズがある物資についてなど特別な要望については個別に対処する。

3 物資班は、避難者以外の近隣の在宅被災者にも等しく物資を配給する。

4 物資班は、不要な救援物資が到着した時は、受領を拒否する。

(救護班の業務)

第10 救護班は、高齢者、障がい者など特別なニーズのある被災者への支援を行う。

2 救護班は、避難所内の子どもの保育、活動の支援を行う。

(衛生班の業務)

第11 衛生班は、トイレ、ごみ、防疫、ペットに関することなどを行う。

2 衛生班は、毎日、午前_____時、午後_____時及び午後_____時にトイレを清掃する。

3 犬、猫など動物類は、室内以外の別の場所で管理していただく。

(連絡・広報班の業務)

第12 連絡・広報班は、電話の問い合わせや避難者の呼び出しに關することなどを行う。

2 連絡・広報班は、午前_____時から午後_____時まで電話の受信を行い、伝言を聞く。

3 連絡・広報班は、午後_____時まで、放送で電話のあった方の呼び出しを行い、伝言をする。

4 連絡・広報班は、災害対策本部などと連携して、生活情報を広報する。

5 連絡・広報班は、委員会の決定事項を避難者に伝達する。

(屋外班の業務)

第13 屋外班は、屋外避難者の支援を行う。

(誘導班の業務)

第14 誘導班は、避難所周辺の交通整理を行う。

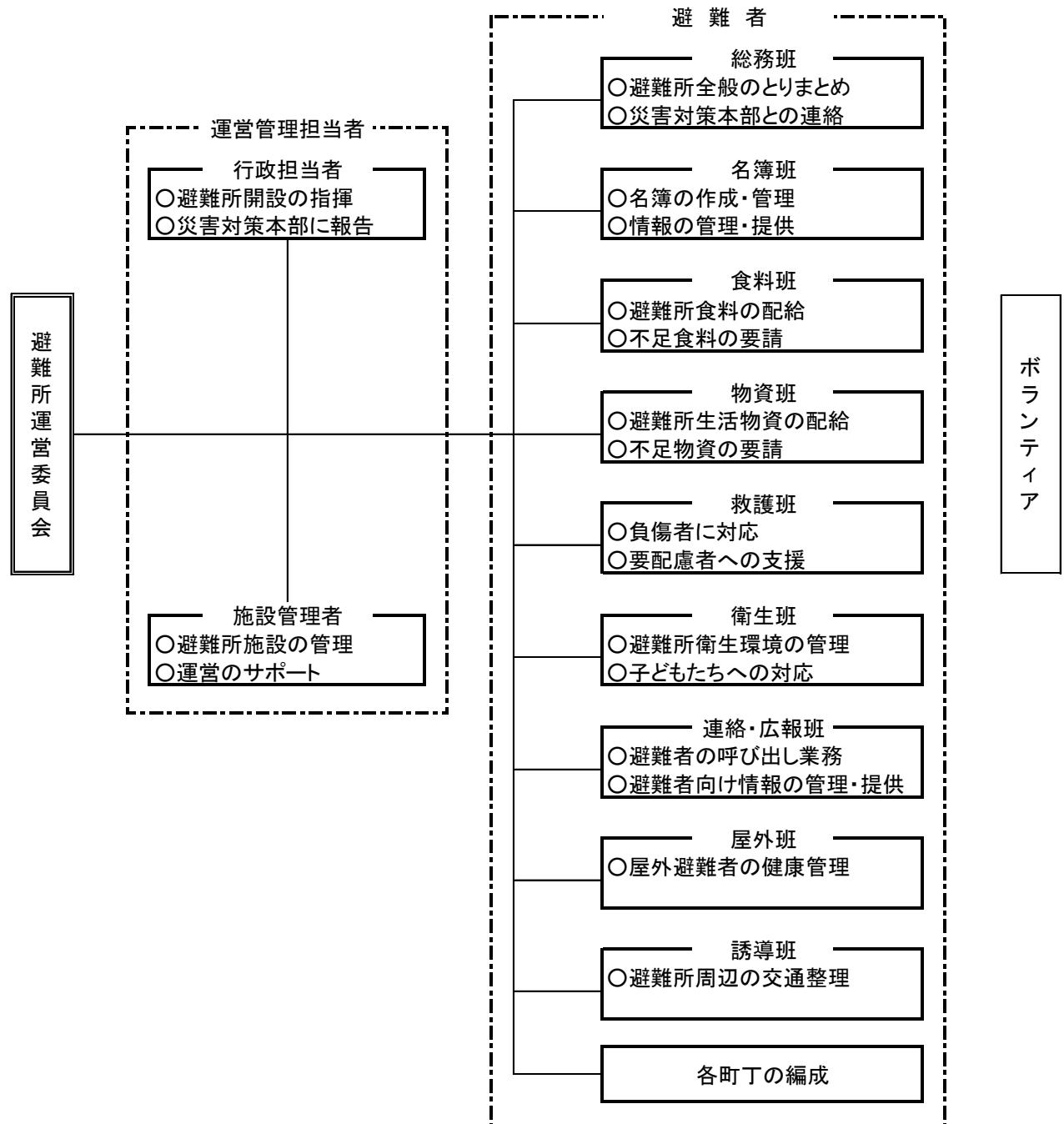
(その他)

第15 この規約にないことは、そのつど、委員会で協議して決める。

付 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

S6-03 避難所運営委員会系統図



※各班は、班長、副班長を始め、3～5人程度とする。

※委員会には、各班より1名（班長もしくは副班長）が出席する。

※組の代表が多数の場合は、部屋ごと、階ごとなどに応じて互選により委員会に出席する。

S6-04 ボランティア活動時の持参品と注意事項

- 動きやすい服装 帽子・ジャンパー、底の厚い靴、軍手、防塵マスク
 - 懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
 - 飲料水、弁当、ゴミ持ち帰り用袋
 - タオル、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、テープなど）、ティッシュ、保険証のコピー、
テレホンカード、小銭、地図、筆記用具、メモ帳
 - * 災害の種類・気候により、必要なものを修正する。
- * 食事や宿泊場所は、提供できないことを伝える。
* ボランティア保険に加入の上、活動に参加していただく。

S6-05 避難者への物資・食料・水などの配分方針に関する伝達文（案）

- ① 物資・食料・水などは公平に分配します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者・障がい者、子ども、大人の順に分配します。
- ③ 物資の配布は、各（避難者）組の代表の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにして下さい。
- ④ 物資などの配布は、原則毎日 時頃に、場所は で物資班が配布するので、秩序を持って物資班の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配布する物資などの内容、数量は、その都度構内放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、避難所運営組織本部の物資窓口に申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡します。在庫に無い物は本部へ要請しますので、入ったかどうか各自で窓口に確認しに来てください。

S6-06 災害時に「災害時要援護者」とみなすべき住民

(資料：全日本自治体団体労働組合)

災害時要援護者と みなすべき住民	○障がいを持つ住民
	肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、 人工透析利用者など内部障害、てんかん、自閉症、 知的障害、精神障害、 難病者など障害を持たない住民に比べて、著しい環境不 適応やコミュニケーション障害を生じる可能性の高い住民
	○高齢者・乳幼児・子ども
	障害はないが、急激な環境変化に対応困難な住民
○妊婦・けが・病気の療養者	一時的な環境の変化によるハンディキャップを負う可能 性が高い住民
	○外国人、他
災害時におけるコミュニケーション障害や住変化により生 活習慣に不適応を生じやすい住民	

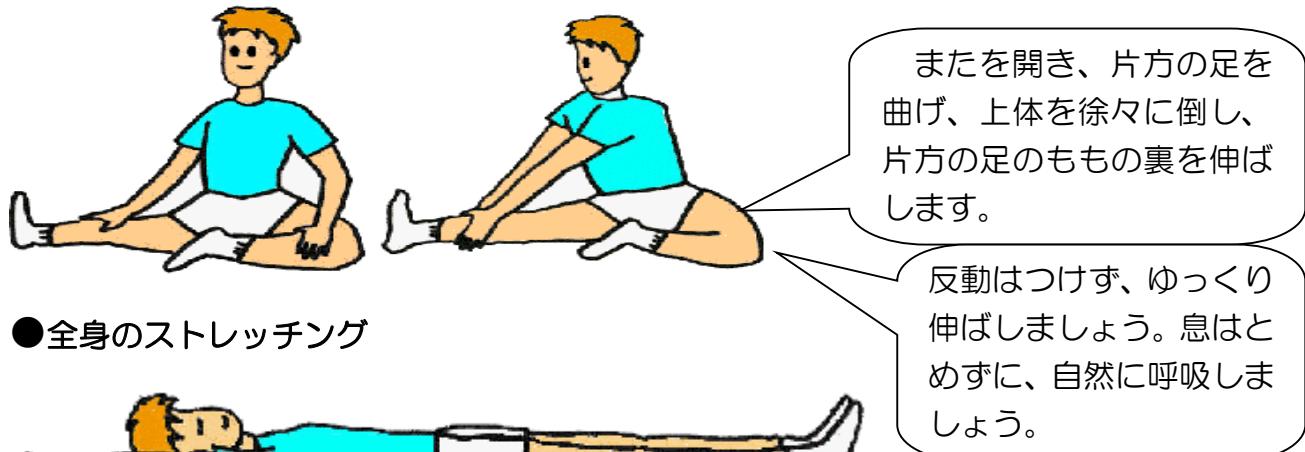
S6-07 災害時要援護者の避難行動などの特徴と配慮したい主な項目

(資料：全日本自治体団体労働組合)

区分	避難行動などの特徴と主な配慮事項
①肢体不自由者 寝たきり高齢者	移動の困難性があり、災害の認知が遅れる可能性がある。介助者との対応が困難になるおそれがあり、見知らぬ介護者へのストレス、福祉機器、補助具がない場合には移動なども大きな制約があり、室内外への移動空間、トイレ、入浴設備などに物的配慮が必要である。介助者、家族との共同避難が遅れやすいので、家族や介助者の避難も制約される。
②視覚障がい者	単独での移動が概ね困難であり、避難時の移動は極端に制約される。災害の覚知が遅れやすく、災害状況の把握が難しいため、危険からの回避が遅れやすい。災害時には聴覚からの情報収集が不可欠で日常的な生活空間でも自力避難は困難である。
③聴覚・言語障がい者	災害時の情報入手が困難で、災害の覚知が遅れやすい。視覚的情報が避難の際に重要となる。避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠で危険からの回避が遅れやすい。
④内部障がい者・難病者	避難時に常用薬が欠かせない。避難行動が遅れやすく、自力避難や移動が困難な場合もあり避難環境の整備が重要である。
⑤精神障がい者	災害ショックや環境変化に留意。避難時に常用薬が欠かせない。周囲との適切なコミュニケーションが不可欠で、避難所の設備・環境にも配慮が必要である。
⑥てんかん	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化による発作に留意する必要がある。室内環境にも配慮する。
⑦自閉症・知的障がい者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮し、適切な介助者が不可欠となる。介助者を含め避難が規制されやすく、避難所の設備・環境にも配慮する必要がある。
⑧乳幼児・子ども・妊婦・けが・病気の傷病者	単身での避難や、災害状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮。適切な介助者が不可欠で、介助者を含め避難が制約されやすい。避難所の設備・環境にも配慮が必要である。特に、妊婦は避難中の産気に注意。
⑨単身高齢者	避難や移動の困難性があり、適切な状況把握が困難である。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮する。介助者を必要とする場合があり避難所の設備・環境にも配慮を要する。
⑩外国人・旅行者など	適切な状況把握が困難で、緊急時への連絡、情報伝達方法を明確にする必要がある。多様な言語を活用した避難マニュアルの作成。災害ショックや環境変化によるストレスに配慮すべきである。

腰痛の予防をしましょう！

- 避難所などの慣れない場所での生活で、筋力が低下したり、姿勢が悪かったりすると、背骨に余分な負担がかかり腰痛がでることがあります。
- ストレッチングや筋力トレーニングで腰痛予防をしましょう。
- 足のももの裏のストレッチング



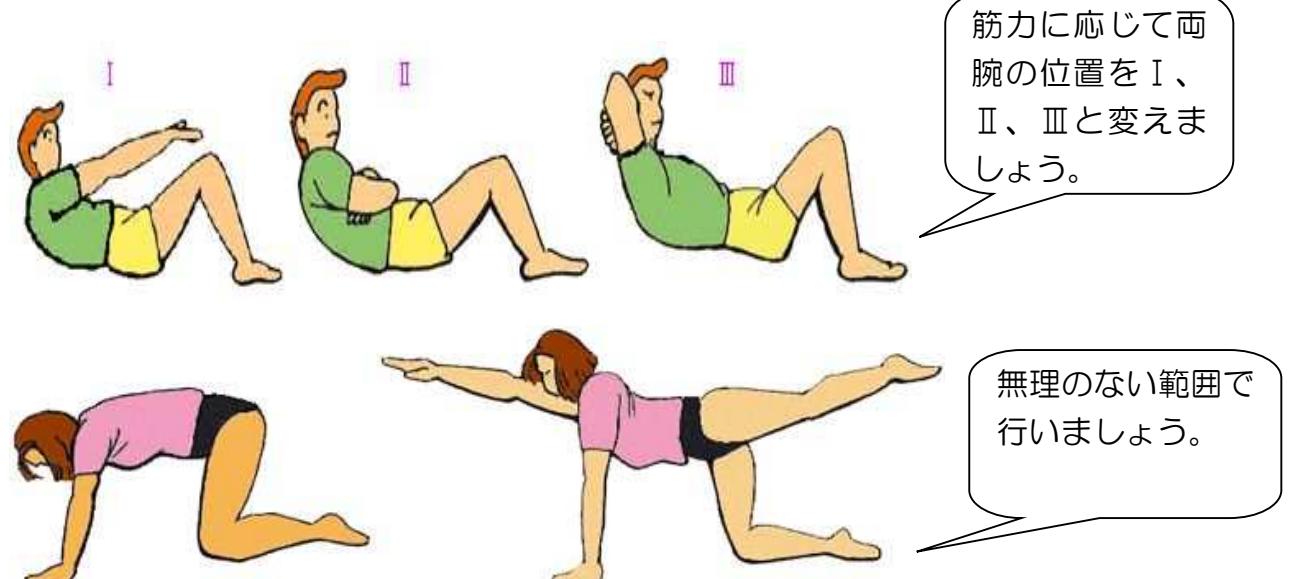
● 全身のストレッチング



● 背中・腰・おしりのストレッチ



● 腹筋運動・背筋運動



参考：あいち健康プラザ「腰痛のためのストレッチング」

不活発な生活による機能低下を予防しましょう

避難所生活の長期化により、運動量が減少することで、筋肉の衰えや腰痛、内臓などの全身の機能が低下してしまうことがあります。これは、高齢者の方に発生することが多く、症状が進むと歩けなくなったり、寝たきりに近い状態になってしまうこともあります。

予防するには、積極的に歩くこと、軽い体操、ストレッチなどからだをこまめに動かすことが大切です。

－ストレッチングを行いましょう！－無理せず、マイペースで。

- ◆1つの姿勢を10～20秒持続しましょう。
- ◆反動をつけず、ゆっくり伸ばしましょう。
- ◆息を止めず、自然に呼吸しましょう。

●ステップ1(11種目)

参考：あいち健康プラザ「基本ストレッチングプログラム」



●ステップ2(14種目)

ステップ1の途中に以下の3種目を入れて行います。



S6-09 被災児童のケアについて

被災した子どもさんの近所の方へ

災害後、あなたの近くにこんなお子さんはいませんか？

- ・表情が少なく、ぼーっとしていることが多い。
- ・話をしなくなったり、必要以上におびえている。
- ・突然興奮したり、パニック状態になる。
- ・突然人が変わったようになり、現実にないことを言い出す。
- ・そわそわして落ち着きがなくなり、少しの刺激でも過敏に強く反応する。
- ・いらいらしていて暴れたりする。
- ・吐き気や腹痛、めまい、息苦しさ、頭痛、頻尿、おねしょ、眠れない、からだの一部が動かないなどの症状を強く訴える。
- ・今まで、言うことを聞いていたのに反抗をする。または、逆に、急に素直になってしまった。

これらの症状がある場合は、非常に強い恐怖の体験をしたときにおこる、心が混乱した状態です。これを「急性ストレス障害」長期になれば、「心的外傷後ストレス障害」といいます。こういう場合には、子どもたちに次のように接してください。

◎恐かったことや、悲しかったことをゆっくり聞いてあげてください。

「もう、大丈夫」

「私たちがしっかり守ってあげるからね」

「心配なことがあったらなんでも言ってね」

「あなたはちっとも悪くないんだから」

「〇〇ができなくなても恥ずかしくないんだよ」

これらのことばは、何度繰り返してもかまいません。

◎痛いところがあったらさすってあげましょう。

◎できるだけお子さんを一人にしないであげてください。

こういった対応は、少なくとも2・3ヶ月間から半年間、また必要に応じて、それ以降も絶えず繰り返し続けて下さい。なお、ふつうの時でもこのような大人の態度は子育てに必要な望ましい態度です。

このリーフレットは、中国四国小児心身症学会により平成13年3月に発生した芸予地震の際に配布されたものです。

今回の災害にともなう心のケアのために学会の許可を得て配布しています。

参考文献 日本小児精神医学研究会 編「災害時のメンタルヘルス」

あなたが、被害にあった子どもや家族の支えになろうとする場合、
次のような反応があることを理解することが大切です。

感情的な反応 :

恐怖、怒り、罪責感、悲しみ、うつ、感情がわからない、無力感、引きこもり(人にあいたくないなど)、

感情の揺れ、記憶喪失、忘れやすさ、集中できない、いらいら、フラッシュバック(突然、災害の恐怖
を思い出す)

身体的な反応 :

頭痛、睡眠の障がい、夜驚、過活動／寡活動、免疫力の低下、ストレスに関連する病気、食欲の障が
い

子どもや家族の周りにいるあなたに出来ることはたくさんあります！

- ・あたたかい手をさしのべる。……孤独の感情を和らげてくれる。
- ・子どもや保護者の話をしっかりと聞いてあげる。……自分に同じ経験があってもそのことを話しそぎ
ないようにする。
- ・忍耐強く、批判せずに聞くこと。
- ・自分の考えを押しつけず、いろいろな対処の方法を話す。
- ・「この経験を克服するように」とはけっして言わない。次第に順応し、受け入れができるよう
にする。
- ・この経験は人生を変える出来事になるかもしれないが、一生の一部のこととして受け入れられるよう
に話す。
- ・子どもや家族の様々な感情を正しいとか間違いであるとか言わない。そのままに感じていいのだと安
心させる。
- ・被害に遭った体験を誰かに訴えたり、助けを求めることが恥ずかしいことではないと話す。
- ・癒しの過程は、あなたが予想するよりももっと長くかかることを認識しておく。

言って良いことと言わない方が良いこと

「あなたのせいではない。」とか「気持ちはわかります。」と安易に言うことは、話したい気持ちを抑
えてしまうこともあります。まずは、じっくりと話を聞くようにしましょう。

【言った方が良いこと】

①このようなことがおこってお気の毒に思います。 ②このような反応は、誰にでも起きる一般的なこ
とです。そして、少しずつ気持ちは楽になります。 ③こうしてお話しして下さって嬉しく思います。
④もう安全です。(もし事実なら) ⑤前と同じにはならないでしょうが、今よりは良くなることができ
ます。 ⑥そんなことを経験して気が動転されたことでしょう。

【言わない方が良いこと】

①～でまだ運が良かったです。 ②そのうち乗り越えられます。 ③(配偶者や子ども)のために強くな
りなさい。 ④落ち着いてリラックスするように。 ⑤説教っぽいこと。

気をつけていただきたいこと

- ・なによりもまず「安心」できる雰囲気を。
- ・しっかりと子どもと向き合う。
- ・子どもの気持ちを理解してあげようと努力する。
- ・本人、家族の話をじっくりと聞く。
- ・受容、共感は基本中の基本。
- ・親を責めない。
- ・怒らない。
- ・あわてない。
- ・スキンシップも十分に。
- ・感情を表出してもらうように努める。
- ・一人にしない。(子どもが一人で居たら声をかけて)
- ・「もう大丈夫」「心配ない」「何があっても必ず守ってあげる」「恥ずかしくない」これらは何回言つ
ても有害ではない。
- ・できることを一緒に考え、努力する。
- ・子ども、家族、サポートシステムについての情報を集め、伝えてあげる。

S6-10 避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんには、次のことを守って避難所生活を送って下さい。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの夜苦情、危害防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、動物救援センターに相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営組織（総務班・衛生班）まで届け出してください。

災害対策本部

S6-11 避難所における情報伝達資機材

時期	必要となる主な情報	必要な機材など
初動期	<ul style="list-style-type: none">・安否情報・医療救護情報・被害情報・ライフラインなどの復旧情報・水・食料など生活物資供給情報・葬儀・埋葬に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・防災無線（電話、FAX）・電話（衛星電話、携帯電話）FAX・パソコン通信機材一式、ワープロ・テレビ、ラジオ・複写機・掲示板・情報収集、連絡用自転車・バイク・非常用電源（発電機、バッテリー）
復旧過程期	<ul style="list-style-type: none">・ライフラインなどの復旧情報・応急仮設住宅に関する情報・生活子ども再建に関する情報・の教育に関する情報	<ul style="list-style-type: none">・上記機材・特設公衆電話・特設公衆FAX

エコノミークラス症候群を予防しましょう！

車中で生活している方は、できるだけ避難所などに移りましょう。やむを得ず車中泊をされる場合は、以下の予防法を実践しましょう。

エコノミークラス症候群とは？

食事や水分を十分とらない状態で、車の中など狭い座席で長い間同じ姿勢をとっていると、血行不良が起こり、足にある静脈に小さな血のかたまりができやすくなります。急に立ち上がって動いた時などに、血のかたまりが足から肺や脳、心臓に飛び、血管を詰まらせ、肺塞栓や脳卒中、心臓発作などを起こす恐れがあります。

どんな症状なの？

片側の足の痛み・赤くなる・むくみ・胸の痛み・呼吸困難などの症状がおこります。

この症状は中年以上の方や肥満体質の方に出やすいといわれています。

異常に気づいたら早めに医師に相談しましょう。



予防のポイントは？

●足首などの運動をしましょう！

- ・かかとの上げ下ろし・ふくらはぎを軽く揉む・足の指を開いたり閉じたり
- ・座ったままで足首をまわしたり、足を上下につま先立ちしたりしましょう。
- ・できるだけ歩くように心がけましょう。

●水分を十分にとりましょう！

ただし、ビールなどの酒類やコーヒーの飲みすぎは、飲んだ以上に尿を出すことがあるので、逆効果となることがあります。

●できるだけゆったりした服を着て、からだをしめつけないようにしましょう。

●たばこは、血管を収縮させるので、注意が必要です。できれば禁煙しましょう。

連絡欄

災害救助法

昭和 22 年 10 月 18 日

法律 第 118 号

第 1 章 総 則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類)

第 23 条 救助の種類は、左の通りとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - 4 医療及び助産
 - 5 被災者の救出
 - 6 被災した住宅の応急修理
 - 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 8 学用品の給与
 - 9 埋葬
 - 10 前各号に規定するもの外、命令で定めるもの
- 2 ② 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行なうことができる。
- 3 ② 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(以下略)

S7-01 用語の定義

用語	解説
放射能	物質が放射線を出す性質又はその強さ。
放射線	電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離するもの。物質（放射性物質）から放出されるエネルギー。
放射性物質	放射線を出す性質のある物質の総称で、我が国の法令では核燃料物質と放射性同位元素に区分されている。
核燃料物質	ウラン、プルトニウム、トリウム等の核分裂の過程において、高エネルギーを放出する物質であって、原子炉の中で核分裂を起こす物質。
放射性同位元素 (放射性同位体)	同じ元素で質量数（陽子数と中性子数の和）が異なる同位体のうち、放射能を有するもので、ラジオアイソトープ（R I）ともいう。我が国の法令では、核燃料に用いられる放射性同位元素を「核燃料物質」に区分している。
I A E A	International Atomic Energy Agency 国際原子力機関 世界平和、健康及び繁栄のための原子力の貢献の促進増大や軍事転用されないための保障措置の実施を目的として、1957年に設立された国際機関で、本部はウィーンにある。
I C R P	International Commission on Radiological Protection 国際放射線防護委員会 専門的な立場から放射線防護に関する勧告を行う国際組織。
米国N E I	America Nuclear Energy Institute アメリカ原子力エネルギー協会
S P E E D I (スピードイ)	System for Prediction of Environmental Emergency Dose Information 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（スピードイネットワークシステム）
P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径5km。
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径30km。
P P A	Plume Protection Planning Area 放射性物質を含んだプルーム通過時の被ばく（特に吸引による内部被ばく）を避けるための防護を実施する地域。
放射性プルーム	気体状あるいは粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団。
E A L	Emergency Action Level 避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準となる緊急時活動レベル。 緊急時に想定される原子力施設の状態として定める。 (関連：p 8 表2緊急事態区分とE A Lについて)
O I L	Operational Intervention Level 主に放射性物質放出後の防護措置の実施基準となる運用上の介入レベル。 緊急時に想定される放射線量率等の計測値として定める。 (関連：p 22 表3 O I Lと防護措置について)
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する基準または施設の異常事象のことをいう。
軽水炉	減速材に軽水（普通の水）を用いる原子炉で、沸騰水型原子炉（BWR）と加圧水型原子炉（PWR）に別れる。 アメリカで開発され、日本で商用稼動している原子力発電所は全て軽水炉。
B W R	Boiling Water Reactor 沸騰水型原子炉 原子炉の冷却水（一次冷却水）を沸騰させてできた蒸気を直

用語	解説
	接タービンに送り、発電する原子炉。 東京電力や中部電力などの原子力発電所が採用。
P W R	Pressurized Water Reactor 加圧水型原子炉 原子炉内で温度上昇させた高温・高圧の冷却水（一次冷却水）を蒸気発生器に送って、別の冷却水（二次冷却水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。 関西電力や九州電力などの原子力発電所が採用。
F B R	Fast Breeder Reactor 高速増殖炉 発電しながら消費した以上のプルトニウムを生成する原子炉で、冷却材として金属ナトリウムが採用される。
A T R	Advanced Thermal Reactor 新型転換炉 国産の炉形式（重水減速沸騰軽水冷却型（圧力管型））で、燃料集合体を封じ込めた圧力管の中で冷却水（軽水）を蒸気にし、その蒸気でタービン発電機を回して発電する原子炉。
B q (ベクレル)	放射能の量を表す単位。 1秒間に原子核が壊変（崩壊）する数を表す。
G y (グレイ)	放射線のある物体に当てた場合、その物体が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。 1 k gあたり1 J（ジュール）のエネルギーを吸収したときに1 G yとなる。
S v (シーベルト)	人体が放射線を受けたとき、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。
c p m	Counts per minute 放射線測定器で1分間に測定された放射線の数を表す単位。
実効線量	放射線の全身への実効的影響を考慮した放射線の量。 等価線量 身体の各組織・臓器が受ける、生物学的影响を考慮した放射線の量。
安定ヨウ素剤	甲状腺への放射性ヨウ素の選択的集積を抑制するために服用する。原子力災害時に備え準備される安定ヨウ素剤には、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）を水に溶解し、単シロップを適当量添加したものや医薬品ヨウ化カリウムの丸薬がある。 なお、安定ヨウ素剤は副作用の可能性があり、医薬品ヨウ化カリウムの原薬（粉末）は劇薬に指定されている。 また、安定ヨウ素剤の安定とは、放射性に対する用語で、放射性崩壊せず、したがって、放射線を放出しないということを意味している。
放射性セシウム	放射性物質の一つで、土壤に吸着しやすい性質を持つ。 セシウム ¹³⁷ の半減期は約30年。セシウム ¹³⁴ は約2年。
放射性ヨウ素	放射性物質の一つで、甲状腺に集まりやすい性質を持つ。 ヨウ素 ¹³¹ の半減期は8日間。
半減期 (物理的半減期)	壊変（放射性崩壊）によって、放射性核種の原子の数が半分に減少するまでの時間（期間）。

S7-02 県外の原子力発電所の位置関係

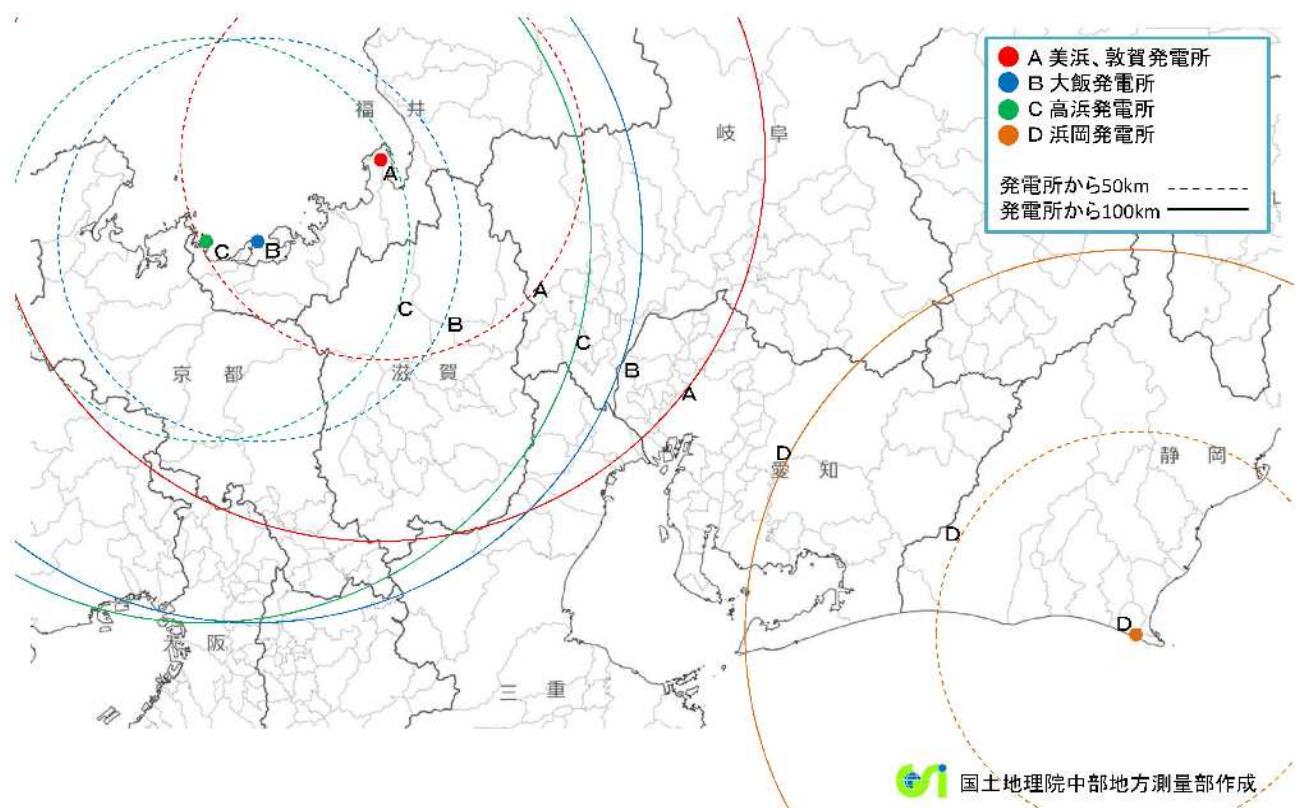


表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等(1/2)

(発電用原子炉(第2(3)))(1)ただし書の場合を除<()>

表1-1 原子力事業者、国、地方公共団体が探ることを想定される措置等(2/2)

(余電用原子炉(第2(3)心)(1)ただし墨の場合を除く)

注:本マニュアルを主眼の一般的な行動を示すもの、各細則においては、実証の特徴等に応じて別途規定する各手続の行頭を記すことにとどまる。

		住民警報 警報警笛 モニタリング	PzZ(～震度2弱m)未満	UPZ(震度5弱～30km)	警報警笛 モニタリング	防護指揮 体制警笛 警報警笛	UPZ外(震度2弱m～)
原子 炉力 公 共 地 方 团 体	○ 1 L 1	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
国	-	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
教育 施 設 に 属 す る ス ク リ ー ン ジ ン 施 設	-	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
教育 施 設 に 属 す る ス ク リ ー ン ジ ン 施 設	○ 1 L 2	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
国	-	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
原子 炉力 公 共 地 方 团 体	○ 1 L 3	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
国	-	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
原子 炉力 公 共 地 方 团 体	○ 1 L 4	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
国	-	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
原子 炉力 公 共 地 方 团 体	○ 1 L 5	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
国	-	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
原子 炉力 公 共 地 方 团 体	○ 1 L 6	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ
国	-	-	-	-	-	-	[132] 住民警報の発入れ [132] 住民警報の発入れ

※ 1. 緊急事態警報の全回数を基に、おいてUPZの発生を示していること削除

地方法事業者、原子力団体が採用することを想定される措置等(1/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの)※並びに発電用原子炉第2(3)(イ)(1)ただし書の場合に限る)は、主たる行為は当該区域の一般行為の範囲外に在り、当該区域においては、当該の特性に応じて防護措置に係る

542 (3) \oplus (11) \sim (W) に掲げるべの、

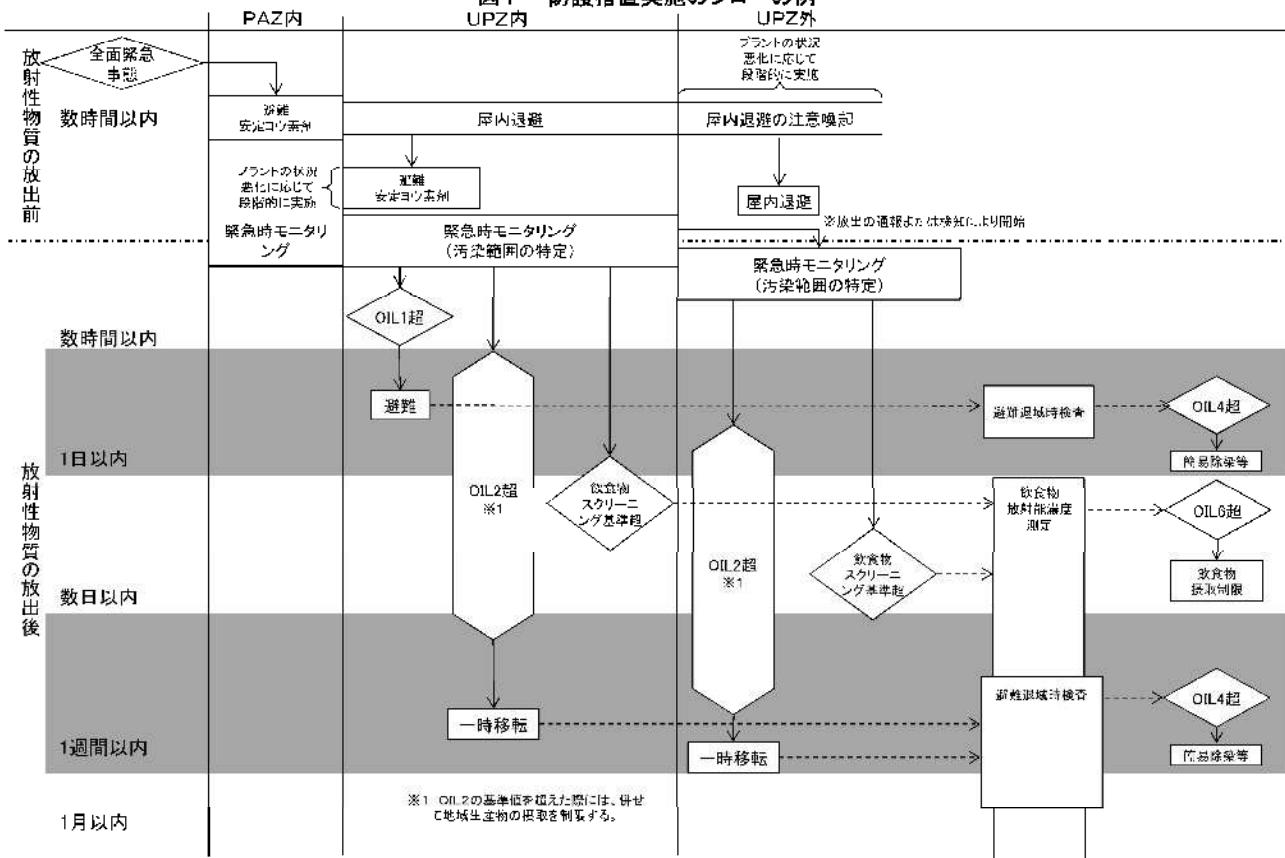
表1-2
原子力事業者、国、地方公共団体が採用する想定される措置等(2/2)

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策基盤点検の段階を要するもの)※、世界に電力原子炉第2.1.3)(「いたえ言の場合に限る」)主本の行為は各と一体の一整体の行動を示しており、各事項においては、他項の特徴に応じて防衛措置に係る各主本の行為は各と一体のこととする。

第2章

S7-04 防護措置実施のフローの例

図1 防護措置実施のフローの例
UPZ内 | UPZ外



S7-05 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)	数時間内を日途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)	1日内を日途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)	数日内を日途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7 放射性ヨウ素 放射性セシウム ブルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン	飲料水 牛乳・乳製品 200Bq/kg 200Bq/kg 1Bq/kg 20Bq/kg 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 2,000Bq/kg※8 500Bq/kg 10Bq/kg 100Bq/kg 1週間内を日途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空気放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空気放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空気放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1ヶ月が経過した時点の空気放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射線量積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。

他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射線量積や検出効率を勘案した上数値を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数日前以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 亂葉、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、O I L 6による飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

協定一覧

名称	締結年度
災害時における相互応援に関する協定	H8. 8. 30
災害時における相互応援に関する協定 実施細則	H8. 9. 1
愛知県内広域消防相互応援協定	H15. 4. 1
水道災害相互応援に関する覚書	S53. 3. 29
愛知県防災ヘリコプター支援協定	H19. 8. 1
大口町排水設備指定工事店協会災害復旧協力規則	H8. 3. 14
プロパンガス災害対策に関する業務協約	S61. 4. 10
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	H26. 1. 1
航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定書 (小牧基地関係)	S60. 4. 25
航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整に関する協定書 (岐阜基地関係)	S60. 1. 18
災害支援協力に関する覚書 (郵便局)	H10. 3. 30
災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	H24. 2. 22
災害救助物資の緊急調達等に関する協定	H19. 8. 24
災害時における物資提供に関する協定	H20. 9. 3
災害時の医療救護に関する協定書 (尾北医師会)	H21. 3. 1
災害時の医療救護に関する協定書 (尾北薬剤師会)	H22. 7. 15
災害時の歯科医療救護に関する協定書	H22. 10. 7

条例等一覧

名称	公布日
大口町防災会議条例	S38. 3. 25
大口町防災会議委員名簿	-
大口町災害対策本部条例	S38. 3. 25
大口町自主防災組織設置推進要綱	S60. 3. 30
大口町自主防災組織資器材給付要綱	S62. 8. 7
大口町防災行政用無線運営規程	S56. 5. 1
大口町防災行政用無線取扱要綱	S56. 5. 1
災害対策基本法施行令第 18 条	
災害救助法施行細則（抜粋）	S40. 10. 29
災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	S38. 3. 25
大口町災害派遣手当等の支給に関する条例	H26. 3. 31
大規模地震対策特別措置法第 24 条	
道路交通法第 5 条、第 6 条	
大規模地震対策特別措置法施行令第 11 条、第 12 条	